

令和8年6月4日

1. 出席議員

1番	高橋	信広
2番	花下	主茂
3番	坂本	治郎
4番	水町	典子
5番	古賀	邦彦
6番	久間	寿紀
7番	原田	英雄
8番	小山	和也
9番	高山	正信
10番	川口	堅志

11番	田中	栄一
12番	堤	康幸
14番	牛島	孝之
15番	服部	良一
16番	中島	信二
17番	栗原	吉平
18番	三角	真弓
19番	森	茂生
21番	川口	誠二
22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

13番	石橋	義博
-----	----	----

20番	栗山	徹雄
-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
事務局主任	古賀	真知子
書記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
総 務 部 長	塚 本 真 弓
未来創造戦略部長	鵜 木 英 希
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	丸 山 隆
産業経済部長	田 中 和 己
建設整備部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	栗 山 哲 也
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	石 橋 信 輝
交通政策課長	信 國 昌 明
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	松 尾 真 美
子育て支援課長	竹 末 久 美
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加代子
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
観光振興課長	持 丸 弘
建 設 課 長	木 村 孝
第一整備室長	堤 辰 幸
第二整備室長	轟 研 作
上下水道局長	井 上 良 徳
学校教育課長	高 巢 雅 彦
黒木支所長	小 川 博 人

議 事 日 程 第 5 号

令和8年6月4日（木） 開議 午前10時

日 程

第 1 一般質問

（質問の順序）

1 高 橋 信 広 議員

2 古 賀 邦 彦 議員

第 2 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
- ・討 論
- ・採 決

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第 1 一般質問

第 2 議案審議

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第3号 八女市土地開発公社の令和7年度決算及び令和8年度事業計画の報告について

報告第4号 令和7年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和7年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 令和7年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

議案第39号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）

議案第40号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第41号 八女市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 八女市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和8年度八女市一般会計補正予算（第1号）

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問4日目でございます。本日も最後までよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。高橋信広議員、古賀邦彦議員要求の資料を配信いたしております。

なお、石橋義博議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

ここで執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

昨日の牛島議員の一般質問の中で、筑後市に手すき和紙職人がおられるかというお尋ねがあつておりました際に、おられると聞いておりましたことを基に発言しておりました。改めて確認しましたところ、数年前に辞められていたということで、現在、筑後市にはおられないということです。御報告をさせていただきます。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。1番高橋信広議員の質問を許します。

○1番（高橋信広君）

皆さんおはようございます。議席番号1番の高橋信広でございます。

傍聴席の皆様、そしてインターネット中継で御覧いただいている皆様には、御多忙中にもかかわらず、傍聴いただきまして誠にありがとうございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、地域コミュニティについて及び観光戦略についてお聞きいたします。

最初に、地域コミュニティについてであります。

本市は地域住民が連携し、地域課題の解決に向け、主体的に地域活動に取り組むことができるよう、市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針を平成23年3月に策定、10年後の令和3年6月には5年間の新たなまちづくり方針を策定し、取り組んでいただきました。しかしながら、このまちづくり方針が各まちづくり団体に対してどこまで浸透し、理解が得られているのかは不透明で、いま一つ疑問に感じております。

そこで、まちづくり方針の総括及び各団体の地域振興計画の実施状況や課題、さらには集落支援員との連携の状況、あわせて行政区再編と地域コミュニティの在り方についてお聞き

いたします。

次に、観光戦略について伺います。

本市の観光状況は、抹茶ブームの追い風を受けて、インバウンドの増加率が全国でトップクラスと報道されております。このことは、八女市が全国的にも認知度が高まり、国内外から評価も上がり、地域経済においても活気をもたらしていると思われまます。

一方では、いつまでも続くか分からない抹茶ブームが去った後の不安があり、一過性で終わらせない持続可能な戦略が求められております。

そこで、令和5年3月策定の茶のくに観光アクションプランにおいて、滞流型観光の創出をはじめとした観光戦略についてお聞きいたします。

執行部におかれましては、明快な回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

あとは質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様おはようございます。本日は一般質問最終日、そして議案審議と、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

1番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

1、地域コミュニティについて(1)令和3年6月に策定された「市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針」の総括並びに今後のまちづくり方針はというお尋ねでございます。

本方針は、地域住民が連携し、地域課題の解決に向け主体的に地域活動に取り組むことができるよう、市とまちづくり団体が協働してまちづくりに取り組むための基本的な方針として、八女市総合計画に基づき策定しているものでございます。

本市といたしましては、21のまちづくり団体が本方針の推進主体と位置づけており、これらの団体に対し財政的支援や人的支援を行っております。いずれの団体におきましても、方針及び団体ごとの地域振興計画に基づき、主体的な地域活動を展開されております。今後のまちづくりの方針については、現在、第5次八女市総合計画後期基本計画に沿って整理しておりますが、協働のまちづくりに対する認識を深めていくための啓発の強化を図り、社会変化への対応力を高めていく必要があると考えております。

続いて、(2)各まちづくり協議会の振興計画の実施状況と成果及び次期振興計画の策定状況はというお尋ねでございます。

地域振興計画とは、まちづくり団体がおおむね10年後の地域の将来像を目標として、実現するための手段や課題解決に向けた基本的な活動方針を定めたものでございます。21の全てのまちづくり団体が策定しており、この計画に沿って各団体とも主体的な活動に取り組んでいただいております。

また、計画策定から10年を経過する団体につきましては、住民アンケートやワークショップ等を実施しながら、地域住民の声に耳を傾けた次期計画の策定に順次着手されております。

続いて、(3)集落支援員は、まちづくり協議会等と連携を図り、どのような目標で活動しているのかというお尋ねでございます。

集落支援員の主な役割は、集落点検の実施、話合いの促進、地域運営のサポートであることから、まちづくり団体との連携が重要であると考えております。集落支援員に対しましては、まちづくり団体の主体的活動のサポートや、地域課題に関する市への情報提供といった活動を期待いたしております。

続いて、(4)行政区の再編については、地域の意向を尊重する慎重な姿勢であるが、いずれは行政主導で方向性を示すべきではないかというお尋ねでございます。

地域行政の基礎単位組織である行政区は、本市の行政運営において必要不可欠な組織であり、その機能の維持向上のためには、一定規模の世帯数と担い手の確保が必要であると考えております。

行政区の再編につきましては、地域の歴史や住民の皆様の絆に深く関わる問題であるため、これまでの地域の意向を尊重する姿勢を基本としつつ、持続可能な行政区運営を維持するために再編が必要と判断した地域につきましては、行政が一定の方向性を示す時期が来ているものと認識しております。

そのため、まずは各行政区の実情の把握に努め、その上で再編が必要であると市が判断した地域に対しましては、市が主導して具体的な再編の方向性や選択肢を提示し、地域の皆様との対話と合意形成を重ねながら、持続可能な地域づくりに向けた再編の取組を推進してまいります。

続いて、(5)自治会等の加入率が低下しているが、自治会加入促進につながる市の支援策はというお尋ねでございます。

自治会等の加入率低下は、今後の地域活動の維持に支障を来し、地域の活力低下を招くおそれがあることから、極めて重要な課題であると認識しております。

こうした中、八女市行政区長会におかれましては、令和7年度に自治会・町内会加入促進の手引きを作成されております。市としましても、この手引が自治会等の役員の皆様に最大限に活用されるよう、手引の周知と加入促進の支援に努めてまいります。

加えて、連絡業務等のデジタル化による地域活動の負担軽減や本年3月にリニューアルした加入促進リーフレットの活用をはじめ、八女市行政区長会と緊密に連携して、加入率の低下を食い止めるための施策に取り組んでまいります。

続いて、2、観光戦略について、(1)第3次茶のくに観光アクションプランの進捗状況を踏まえて、現状の課題と今後の展望をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

本プランでは、観光入り込み客数270万人を目標としております。コロナ禍を経てインバウンド需要も高まりつつある中、これまでの手法にとらわれず、ビッグデータも活用しながら、来訪者のニーズを的確に分析することが重要でございます。その分析に基づき、ターゲットに応じた旅行商品の開発や受入れ体制の整備を行うことで、さらなる観光振興と関係人口の創出を図ってまいります。

(2) 滞在型・滞流型観光の促進拡大は重要な施策であるが、宿泊施設等受入れ体制や新たな魅力づくりをどう考えているのかというお尋ねでございます。

多様化する観光客のニーズに対応するため、既存の観光施設の魅力向上を図るとともに、宿泊税制度等を活用して滞在型観光を促進してまいります。高価格帯のホテルから比較的安価な民泊まで多様な需要に応えられる宿泊施設の整備を促すとともに、民間事業者と連携した八女ならではの体験型プログラムの造成等を進め、市内での宿泊者数や観光消費額の増加につなげてまいります。

(3) 八女市ホテルの誘致に関する条例制定以降、ホテル事業者及び既存ホテル事業者の動向はというお尋ねでございます。

本条例制定以降、全国展開するホテル事業者から、新規開業や立地検討に関する具体的な相談が寄せられております。また、既存のホテル事業者へも直接足を運び、施設の増改築に対する支援が活用できる旨を御説明しております。

今後も引き続き本制度の周知に努め、積極的な活用を促すことで、ホテル誘致を推進してまいります。

最後に、(4) 八女本舗及びべんがら村は、観光振興の観点での位置づけと役割をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

八女本舗は、都市部への情報発信拠点として、農産物や地酒の販売、イベント開催等により八女産品のPRを強化し、関係人口の拡大を図る施設と位置づけております。

べんがら村につきましては、都市との交流や地域経済の活性化を図る観光拠点施設であり、家族向けの体験や食の提供を通じ、八女全域への滞流型観光の拠点としての役割を担っております。

以上、御答弁申し上げます。

○1番（高橋信広君）

答弁ありがとうございます。

まず、地域コミュニティについて早速お聞きしたいと思いますが、最初にまちづくり方針の総括というところが、今の市長答弁の中では曖昧なところが多かったと思いますので、具体的な答弁をもう少しお願いしたい。特に、この方針というところがそれぞれのまちづくり団体へきちっと周知されているのか、それから理解を得られているのか、この辺りを中心に

お願いしたいと思います。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

各団体への周知、あるいは理解という点につきましてですが、まず、基本方針の策定に当たりましては、庁内の各関係部署、また方針の推進主体でございます各まちづくり団体からの意見を反映しながら、八女市未来づくり協議会における報告を経て、各団体へ送付するとともに、市のホームページで公開するなど周知に努めてまいりました。

ただ、まちづくり団体を構成しておりますもろもろの地域活動団体、そこまで行き届いているのかとか、あとは団体によって役員の任期が短くて引継ぎに苦労されているというお話も伺っております。そういったところまで行政のサポートが行き届いているのかということにつきまして考えますと、やはり不足しているというふうに考えております。

この行政のサポートの在り方につきまして、今後、周知の強化による理解の深化ということについて、八女市未来づくり協議会、あるいは各まちづくり団体の御理解とか御協力をいただきながら、今後、丁寧に対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

このまちづくり方針につきましては、令和3年6月に策定された分につきましては、資料として配信いただいておりますので、御参照いただければと思います。

その中で、本来でしたら平成23年に1回つくっていただいておりますが、これを私は見たことないんですね。前回お聞きしたときには、いわゆる市民と協働をしっかりと定着させるということで、それはそれで今協働ということで皆さん活動していただいておりますので、一定の成果はあったのかなと思いますが、この5年間の中で、活動については、いま一つ私の肌感覚では、何か温度差が非常にあるのかなとまず思っております。

そういう中で、一つ気になるのは、今21のまちづくり団体がございます。そういう中で、いわゆる地域振興計画というのは全部つくっていただいたと思います。私の地元でも平成29年に策定されております。早いところは13年ぐらいになると思いますね。そういう意味では、第2期の振興計画の策定に入られたと思います。ここの策定が既に終わっているところ、それから着手されているところ、未着のところが分かれば教えていただけますか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

今日現在で申し上げますと、更新作業中のところもございますので、そこも含めてまだ成果品としてできていないという部分を言いますと、6団体がまだ次の更新の手段中と、段取り中という形になっています。残りの15団体は更新済みという形になっています。

以上です。

○1 番（高橋信広君）

1 回目に策定した中で、特徴ある成果がどういうことがあったのか、この辺り把握されているのであれば、お願いしたいと思います。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

成果というのも、21団体それぞれ地域の特性に応じた、それぞれのスタイルで取組をされている部分もございますので、一概に申し上げるのも難しい部分がありますけれども、各計画の中身とか、その経過をちょっと見てみますと、これまでの10年間というのは、ちょうどコロナ禍とかも差し加かって、非常に取組が難しかった時期も含まれていますので、そこから集まる機会も減りましたし、皆様の気持ちが地域の住民の方々が集まるということもなかなか難しかった中で、そこを克服してきたというところは、一つ、持続的な取組の中で土台があったからこそ、またコロナが明けまして、今、次の計画に基づきながら、地域の活性化を取り戻しつつあるというような部分はお声として伺っております。

また、今の計画の更新のテーマとして、特徴的なテーマが幾つかあるんですけれども、支え合いですとか次世代という言葉とか、自然、あと暮らしやすさ、こういったところをテーマに掲げてある団体が非常に多くございまして、こういったテーマを軸にした取組というのは、しっかりどの団体も取り組んでいただいているというふうに考えております。

また、団体におきましては、うまく地域内の団体間連携、あるいは世代間連携を取っている団体もございますので、そういったところは、先ほど温度差といったところもおっしゃいましたけれども、なかなかうまく取り組めていない団体も正直いらっしゃいますので、そういった先行的な取組がなされているようなところを共有しながら、全体的な底上げを図っていかれたらと思っております。

ちょっと適切な回答にならなかったかもしれませんが、そういった形で総括いたしております。

以上です。

○1 番（高橋信広君）

分かりました。

このまちづくり方針の中に気になる言葉というか、非常に重要だというキーワードが地域分権ということを書かれております。これは非常にすばらしいというか、権限も、ある意味予算も含めて、一定の額を任せようという考えだと思うんですが、定義としては、行政が持つ権限や財源を地域に譲り、地域住民の手でまちづくりを推進することとシンプルな形で出されております。

ただ、この定義のとおりやられているのかというところでは、やっぱりまだまだというふうに思いますが、そういう中で、大阪府の池田市の取組を課長は御存じですか。少し紹介しますと、一定額を地域の問題解決等に地域に活用できるよう予算提案権を与える制度となっておりますが、ここは古くて平成19年6月に池田市地域分権の推進に関する条例が制定されております。この条例の中で、地域分権とは地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図るために実施する必要がある事業について、それぞれの地域は市に対し提案する権利を有すること、及び市はその提案に基づき、予算上の措置、その他必要な措置を講ずる責務を負うこと、並びにその他これらに関するあらゆる取組をいうということですね。こういう定義づけして、かなり条文もたくさんある条例を策定して、これに基づいて、ここは11の小学校単位、我々のところは21ですが、11の地域コミュニティ推進協議会に予算権を付与するというので、予算規模も八女市とちょうど同じぐらい、市税が約70億円ぐらいあるということです。その1%ということで、約70,000千円ぐらいを毎年計上する。この結果は、執行内容を見ますと、年間100件以上の提案があって、70,000千円から90,000千円が執行されていると。事業内容としては、ハード事業として公園の整備であったり、街路灯、防犯カメラ、グリーンベルト等の設置に使う。ソフト事業としては、コミュニティ誌の発行であったり、イベント運営、あと子育て・高齢者支援と、そういうもろもろに使えるようにされているということですが、この地域分権をベースに各地域コミュニティ推進協議会で、これを20年近くやられているということからいけば、非常に参考になるんじゃないかと思います。

具体的な内容は分かりませんが、やり方としては地域分権というところをしっかりと押さえて、条例までつくって進められているということですが、八女市のこの地域分権の考え方というのは、どのようなことになっているか、お聞かせいただければと思います。

○未来創造戦略部長（鶴木英希君）

お答えします。

先ほど議員のほうからも言っていただきましたけど、本市における地域分権の考え方は、行政が持つ権限や財源を地域に譲り、地域住民の手で主体的なまちづくりを推進することと先ほど言っていただきましたが、そのような位置づけになっております。

市が一定の財源をまちづくり団体に移譲し、一定の裁量権を与えることで、地域が自ら課題に主体的に取り組むことを目指すものでございます。これまで地域の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するために、具体的な移譲と支援を進めてきておるところであります。

まず、財源につきましては、基本的な活動を支える運営交付金のほうを、現在は公共施設をまちづくり団体の拠点施設として持っているところに対しては910千円、そして持っていないところにつきましては940千円を交付し、まちづくり団体が活動できるような財源

を交付しているところでございます。

さらに、先ほど池田市のお話をされましたが、各まちづくり団体のほうが、地域課題の解決を進めるための地域振興計画を立てていただいている中で、優先的に行うような事業に対して地域づくり提案事業というのをうちのほうは設けておりまして、その中で申請していただいた団体に対して交付金を渡すようなこともやってきているところでございます。

近年におきましては、令和6年度に8件、令和7年度に7件、令和8年度に5件ということで、毎年大体5,000千円程度、地域振興計画に基づいたまちづくり事業のほうに交付をしているところでございます。

次に、権限の面でございますが、地域住民に身近な場所での意思決定や管理を進めるために、地域コミュニティセンターなどの施設を維持管理していただくような仕組みを取っているところでございます。今のところは、こういった状況で財源と権限の移譲のほうを進めているところでございますが、今後、各まちづくり団体に伴走しながら、財源と権限の両面から地域主体の活動に強力に支援してまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

基本的な考え方は、多分ベースにあるのは一緒だと思うんですが、いわゆる財源の拠出の仕方であるとか、協働というところの、それぞれのまちづくり団体が自らこういうことをやりたい、こうしたいということに対して予算を計上するという、そこと、八女市の場合はどっちかといったら、この額を交付しますので、これを使ってくれという考えなので、この積極的なポジティブとネガティブの差が大きいんじゃないかと感じております。その辺りをまちづくり団体が積極的に活動できる仕組みというか、そういう流れを今後つくっていくべきだと思いますので、これについては今後よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど部長からありました、拠点というところがありましたけど、この拠点が、それぞれ拠点として、例えば、福島地区で言えば、おりなす八女の研修となっています。要は常設の拠点じゃなくて、必要なときに使ってくれと、それについては減免しますよということであると思うんですが、やっぱり本気でやろうと思ったら、常設の拠点というのが私は絶対必要と思うんですが、1棟全部ということじゃなくても、部屋であるとか、そういうところに誰かが常におられるような、そういう流れをつくらないと、なかなか前へ進まないような気がしておりますが、その拠点の考え方についてお聞きします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

議員もおっしゃいましたように、今現在、活動に当たりまして、それぞれ21団体、公共施設を使って拠点とされている団体、あるいは地元の施設を活用いただいている団体とございます。

議員がおっしゃるのは、多分もっと気軽に地域住民が寄り集まってくるみたいな、そういった感じのスペースも必要ではないかと理解していますが、ちょっと私の地元のことで恐縮なんですけれども、星野地区まちづくり協議会の拠点は星野支所となっております。福島地区で言えば、今おっしゃった、おりなす八女になっているという状況だと思いますが、やはり地元活動を積極的に展開していこうと思う場合、身近なところに拠点が欲しいと我々も考えておりました、近所の多目的集会施設を、そこは常駐施設じゃないんですが、地元の人、誰か管理してくださる方を週に二、三日ほど開けて、そしてそこにいろんな仕掛けを持って、その施設にみんなが気軽に集まってくる、そういった場所づくりをしようということで今、企画をしているところです。

先ほどもちょっとコロナの話をしましたけれども、やっぱりコロナ禍で気軽に集まるとか、あとは行動そのものが鈍っていたという時期もあるかと思しますので、そういったよりどこをつくっていくというのは非常に好ましいことだと考えます。

なお、その整備について何らかの行政的なサポートが必要か否かという部分については、今後、八女市未来づくり協議会等の御意見等もいただきながら、必要に応じた対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

この拠点については、まちづくり団体ともよく協議していただければと思います。将来的に、空き家を含めて、そういう施設があれば、活発な活動につながる。それから、先ほど言われました、いわゆる集まる場所につながるということになる。

それから、市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針の中に市民との協働によるまちづくり提案事業というのがあります。これは多分審査をされて採択されるということだと思いますが、採択されている中で気になっているのは、1年だけで終わる事業が結構あるなど。要は3年間で、最初の500千円、次の年にはまた半分、さらに半分という流れ。これからいったら、4年後には自立してしっかりとした事業をやってくださいという提案事業と思いますが、採択基準がどういうふうになっているか、お聞かせいただければと思います。

○企画政策課長（石橋信輝君）

まちづくり提案事業につきましては、議員がおっしゃるように、活動のスタートアップ期間としての3年間、ここを助成することを目的としております。

事業説明会とか行いう際には、これはそういう自走していただくことを前提とした計画というものもお願いはしているんですが、一方で、我々のほうの事業実施後の自走状況の確認とかが不十分な点もございますので、議員から御指摘もいただいておりますような課題につき

ましては、整理をして制度の趣旨に沿って必要な見直しはしていきたいと考えております。

以上です。

○1 番（高橋信広君）

よろしくお願いします。

次に、集落支援のことを少しお聞きしたいんですが、集落支援は、市長答弁からいってもまちづくり協議会との連携が中心ということが言われております。そういう中で、今回予算も集落支援の方が6名、これは去年からですかね、それから今年に新たに団体型支援員ということで5名を計上されています。それからもう一つは、事務方支援員の21名ということは、全まちづくり団体に予算として計上しているということでしょうけど、ここが少し分かりにくいので、もう少し御説明いただければと思います。

○企画政策課長（石橋信輝君）

集落支援について御説明いたします。

まず、現在6名、各旧市町村のエリアに1人ずつ配置しておりますけれども、この方々は市のビジョンとか施策方針に基づきながら、それぞれの地域の全般的な活動支援、団体間交流などの促進に対応していただいております。

そして、今年度から、まちづくり団体のお声も参考にさせていただきながら、制度の拡充を図っております。地域活動の担い手不足という視点に重きを置いて、団体配置型と事務局型というスタイルを追加しているところです。

まず、団体配置型といいますのは、各団体において配置していただく支援員でございます。団体ごとに独自の課題があったり、そういった課題があると分かっているにもかかわらず人材がいずに、その解決に着手できないとか、そういった現状も多々あるかと思いますので、そういった団体内の課題解決に特化したような支援員の配置を今回考えております。

もう一つ、事務局型といいますのも、これも団体の中に配置していただく形になるんですが、やはり各団体において事務局機能というのは大変大事な役目だろうと思っております。特に役員の交代が早い団体などにおかれましては、活動の継承とか、そういったところは大変御苦労なさっていると思います。そういった地域振興計画に基づく中長期的な活動の推進とか、そういったことを踏まえまして、事務局機能を高めていくということで、この事務局を置かれるところにつきましては、交付金のほうを加算するというシステムで、今年度から対応してみようということで考えております。

以上です。

○1 番（高橋信広君）

今の説明では、事務局型について21名を計上されておりますが、これは金額、1団体500千円、申請とかせずに自動的にそれぞれの団体に加算して出されるのか、それとも申請が必

要か、この辺りいかがですか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

事務局型のほうも、一応21団体全てに配置という形で予算のほうは計上させていただいてありますが、今年度からの試みでもございますので、まずは団体のほうから設置する旨のお話をいただかないといけませんし、また、一定その活動の報告というのは国のほうにも上げないといけませんので、そういったシステムの中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

この事務局型はよく各団体と話していただかないと、まず予算が、ここの交付金として加算して出されるわけですね。今までの集落支援、団体型支援については、報酬として市のほうが直接出されると。そうなりますと、この500千円の仕事の内容というのがどこまでかと、その辺が曖昧になってくるというか、団体に委ねられるわけですから、非常に難しくなるような気がします。そういうところをどこか線引きというか、マニュアル等をつくっていただかないと混乱するんじゃないかというのが想定されます。

それから、これは市のほうから委嘱ですかね、この人たちは——委嘱ですよ。だから、委嘱されるということは、財源としても本当は市が直接やるべきと思いますが、今回は運営交付金になっていますので、非常に複雑だなと感じています。

いずれにしろ、出どころは別としても、先ほど言いましたように、仕事の内容、どういうことをやっていただいて、時間配分とか、そういうことも含めてきっちりやっておかないと、混乱すると思いますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

それから、集落支援については、全国の集落支援の配置状況がありました。平成28年度から福岡県は集落支援をそれぞれの自治体が要望して採用されているようです。八女市も平成29年、30年、令和元年、それから令和5年に1人ずつということから始まって、令和6年度から6名ずつということになっております。市だけで言いますと、活用しているのは八女市のほか、筑後市、小郡市、うきは市、朝倉市しかございません。この4つの中で、筑後市が令和元年から12名から11名、毎年、今のところ11名連続して、同じ方と思います。採用されておりますが、たまたまでございますが、福岡県のホームページの中に地域コミュニティ活動事例報告会というのが筑後市のほうで発表されて報告されています。この件、総務部長、御存じですか——御存じない、結構です。

この中に、いわゆる集落支援の活用ということも含めて、地域自治組織への支援ということで、もともと行政区を解体して、いわゆるまちづくり協議会団体エリア、八女市でいえば21にしていこうという、当時の市長の発案で提案されているようです。その結果、かなり反対があったんじゃないかと思います。行政区は残しながら、いわゆるまちづくり、地域コ

コミュニティを活性させるための新たな地域コミュニティ構想というのをつくられております。その中の支援策としては、こういう地域コミュニティがあって、地域のほうに担当職員を配置、部課長クラスをしっかりと配置される、もう一つは職員地域応援団として市の課長、係長、課員とか、そういうことで市の関与が非常に大きいです。

それからもう一つは、ここは地域集落支援員じゃなく地域支援員という言葉にされています。いわゆるまちづくり協議団体の11、今は多分9だと思います。9と、それから職員の皆さんと、それも職員の皆さんも限定して、この方、この方とはっきりしているんじゃないかと思いますが、かなり職員の協力がある、それから地域支援員も含めて地域コミュニティ協議会を盛り上げていこうという動きをされていると推察されます。これについては、ぜひ隣の市でもありますので、確認をしていただければと思います。

そういうところからいって、筑後市についてはずっと11人の集落支援員を配置されておりますが、八女市の中では6人ということで、旧市町村単位ですね。私はもっと、21とは言いませんが、八女市全体として増やすべきと思いますが、今の人員で十分かどうか、この辺りをお聞かせいただければと思います。

○未来創造戦略部長（鶴木英希君）

お答えいたします。

集落支援員の数のことでございますが、旧八女市エリアにおける集落支援員の増員について御意見があったかと思えます。

本市におきましては、地域活動の主体である各まちづくり団体の意向や御意見を何よりも尊重し、その必要性について検討していくべきであると考えているところでございます。各まちづくり団体には、それぞれの地域特性に応じた活動スタイルがあり、支援員を求める声がありましても、必要とされる支援員のタイプや役割は一律ではないと考えているところでございます。

先ほども答弁しましたが、集落支援員制度の地域のニーズに合わせて柔軟に運用していく必要があるということにつきましては、先ほど筑後市の話もいただきましたので、他自治体の先進事例なども広く研究しながら、まちづくり団体の要望に応じた対応に努めてまいりたいと思います。

さらに、先ほど市の職員のことも御意見いただきましたが、やっぱり地域づくりを推進する上では、支援員の配置のみに頼るのではなく、行政職員の関わり方も重要であると認識しているところでございます。市職員におきましても、単に行政の立場からの支援を行うだけではなく、1人の地域住民としての立場、あるいは地域に寄り添うパートナーとしての立場を強く意識し、地域活動や課題解決の場へ積極的に参画していくことを今後進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○1 番（高橋信広君）

それから、この集落支援員の役割ということは、先ほど市長答弁の中にありましたが、もう少し、ほかの筑後市、うきは市、朝倉市については、要綱もしくは規定をしっかりとつくって、任務はどういうことかということを明記されております。特にまちづくり協議会との連携というところも含めて、具体的にどういことをやっていただく人なのかということは、今後の集落支援の在り方から言えば、しっかりと明記すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

集落支援員の方々については、まちづくり団体の連絡協議会である八女市未来づくり協議会、こちらのほうにも積極的に参加いただいております。ですので、まちづくり団体の役員の皆様の間では、一定周知はできているのではないかと思いますけれども、冒頭申しましたように、まちづくり団体にはいろんな地域活動団体も参画されていることを踏まえ、広報媒体とかを活用した有効な集落支援員の存在の周知というのも考えていきたいと思ひます。

なお、要綱についてですけれども、この集落支援制度というのを今回、令和8年度、事務局型、団体型という形で拡充の方向で動いていますが、これは筑後市の例とか、ほかの自治体の例を見ますと、任用型とか、いろんなケースで動かれている自治体もございますので、幅広い分野で柔軟に活用できる制度ではないかと思ひておりますので、要綱の中身を幅広くしておいた方がいいのかどうかとか、そういったことも、先ほど御紹介いただいた先進事例のところの研究も交えながら、その要綱の件については、今後、整理をしてみたいと思ひます。

以上です。

○1 番（高橋信広君）

少し時間がたちましたので、急ぎます。

次、行政区の再編については、これは市長にお聞きしたいと思ひますが、行政区の再編については、同僚議員も何回もやられていますし、私も何度も質問したところでありますが、3つのポイントがあると思ひています。

1つは、合併時に旧八女市、黒木町以外は行政主導で統合再編された、そういう結果、交付金、報酬、補助金、こういうところに対する不公平感がいまだに残っていると思ひます。それから、統合した効果が見えていない。そして、3つ目として旧八女市、黒木町の再編については、今おっしゃるような地域の意向を尊重しながら実施しようと思ひておりま

すが、行政として現在の行政区のエリアを変更しないと、自らやるということについては大きな進展は見られないだろうと推察されます。

ただ、先ほどの統合の効果ということも含めて、慎重にやっていただくことのほうが私も個人的にはいいなと最近は思っています。ただ、問題は、やっぱり不公平感のところを、いろんな先に統合されたことについて、しっかりと意見を聞きながら改善するところは改善するという姿勢を見せて、実行していただくことが一番大事なかなと思いますが、市長の見解をお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

行政区の再編については、冒頭の答弁で申し上げましたけれども、まず大前提として行政区というのは、当然地縁等も配慮したものではございますが、あくまでも行政が地域行政をしていくに当たって、それを円滑に、特にこの広い八女市でございますので、行政が設置したものであるという大前提に立ち返ると、今後の再編が必要なのであれば、それは行政が主導でやっていくというスタンスで、そういうところを冒頭の答弁で申し上げさせていただいたところでございます。

ただ、今、議員から御指摘いただいたとおり、再編の効果、過去も行政主導だったり、一部は住民が主体で統合が行われたと、様々な形が過去はあったと思うんですけれども、その再編の効果がどれぐらいあったのかという、そこに疑問を呈されている、そういった声があるというところは私も承知しておりますので、人が減ってきたから再編という、再編ありきではなくて、改めて行政区の役割、これまで議論を、指摘をいただいたまちづくり協議会と行政区の役割分担というところも過去の一般質問では議論させていただいて、ある意味そこがちょっと曖昧になっている部分もあると思いますので、まちづくり協議会も含めた、地域との協働、協働のまちづくりの在り方というのを改めてしっかり考え直す、再定義をした上で、あるべき行政区の姿というところをしっかりと地元の皆様の御意見を聞きながら、基本的なスタンスとしては行政主導でしっかりやっていきたいと思います。

ただ、そこも議員から御指摘いただいたとおり、過去、行政主導でやった結果として、合併から15年たっても不公平感が残っている地域があると。その部分についてももしっかり重く捉えまして、行政主導といっても、後々それがある意味禍根を残さないように、地元の方も納得した形で、一番効率的で、地元の方がモチベーションを持って取り組める地域行政を実現するための体制ということで、引き続き各地区にしっかり入らせていただきながら、地域の声をお聞きしながら、行政区の再編については進めてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

再編については本当に難しい問題であります。今、市長がおっしゃったようなスタンスで、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

最後の自治会の加入率の低下の件ですが、令和2年度で八女市では約85%となっています。全国的なベースからいけば割と高いですが、最近になって、我々の地域でも、なかなか加入率が減ったということを耳にします。そういう意味では、本来はこれは自治会がやるべきものではあるんですが、いいアイデア、いい対策があれば、具体的なことがあれば教えていただければと思います。

○総務課長（清水正行君）

御説明させていただきます。

まず重要なことは、自治会、町内会の役割や活動内容を認識してもらうことだと考えております。市では住民の転入転居時に市民課の窓口において、自治会、町内会の活動によって住みよい環境がつけられていることや、地域のつながりの必要性などを説明して、自治会、町内会への加入をお願いしているところでございます。

また、令和7年度に八女市行政区長会で発行された自治会役員向けのパンフレット、自治会・町内会加入促進の手引と住民向けのリーフレット、「自治会・町内会に加入しましょう」を全行政区に配布いたしております。地域で活用していただくことにより、自治会、町内会の活動内容と加入のメリットを知っていただき、加入率向上につなげていきたいと考えております。

さらに、市から行政区長さんを対象として各種連絡をデジタルツールを使って行う自治会・町内会運営システムを今年度から導入することとしております。このシステムでは、全行政区長さんを対象に一斉連絡を行うことができます。また、双方向でのコミュニケーションや行政区長さん同士のコミュニケーションができるので、積極的に活用していきたいと考えております。

ほかにも先進的な自治体の取組を研究しており、いいものがあれば積極的に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

この件については、ぜひそれぞれの自治会で御苦勞がありますので、サポートのほうをよろしく願いいたして、終わります。

次に、観光戦略についてですが、この件は今定例会でも同僚議員のほうから質問がございましたので、絞り込んでお聞きしたいと思います。

1番については、大体お聞きしました。1番については資料が入っていますが、資料については、皆さんも確認をしていただければと思います。

私の中では、この第3次茶のくに観光アクションプランの中で、いわゆる滞在型、対流型を略して滞流型観光の創出ということで、これを進めていくというコンセプトがありますが、八女市の場合は、従来は、観光客の80%以上が福岡県内で、それから95%は日帰りということとを数年前に言われておりました。このコンセプトを含めて、どのように変化したのか、お聞きしたいと思います。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市を訪れる観光客の90%以上が日帰りという現状でございます。滞流型観光につきましては、地域のホテル、旅館、民宿、農家民宿、キャンプ場など、多彩な宿泊施設を滞在拠点にしながら、交流や体験を楽しんでいただくものです。

現在、観光の形態は、物を消費する観光から体験などの事を消費する観光へと変化しております。以前は観光地を訪れ、名所や風景を楽しみ、土産物を買って帰る観光から、現在は各地域での交流や体験を楽しんでいただく観光へと変化していると感じております。

現在、八女手すき和紙で書道体験や、八女茶テイスティング体験と茶畑訪問などの体験型コンテンツがございますが、このような観光客のニーズに沿ったコンテンツの造成を引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

今、滞流型が少しずつ伸びているということですが、ポイントとして宿泊施設の充実というのが必要になると思いますが、今、宿泊施設の中で八女市の場合は、久留米に次いであるというデータはありますが、これはキャンプ場とか、そういうことも含めてでしたから、いわゆるホテル、旅館というところはまだまだ足りないような気がしますが、質、それから量という面で、どういうところに課題があるのか、これについてお聞かせいただければと思います。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、滞流型観光の創出には、宿泊施設の充実が必要だと認識しております。市内には、白壁の町並みを利用したホテル、ビジネス系のホテル、指定管理の宿泊施設、小民家を利用した宿泊施設、農家民泊、キャンプ場など多様な宿泊施設が存在しております。指定管理の宿泊施設は、おおむね60%から70%の高い稼働率で推移しており、市内のビジネスホテルなども高い稼働率で推移していると推測されます。観光やビジネスの需要の増加に対して宿泊施設の不足が課題となっていると認識しております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

そこで、八女市の場合は以前より不足ということは言われておりました。そういう中で、昨年、八女市ホテルの誘致に関する条例というのを制定され、先ほど市長答弁ございましたが、もう少し全国展開する事業者からの具体的な相談とか既存のホテルからの反応というところがあれば、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

令和7年4月に条例施行しまして、新規の相談自体は複数の事業者から受けております。受けておりますけれども、この事業者に関しましては、補助対象の要件、事業計画、また事業の実施時期と、それぞれに課題がございます。現在のところ、まだ事業者の指定申請というところまでは至っておりません。今後、なるべく早く新規の事業者を誘致できるように取組を進めてまいります。

また、既存の事業者にも制度の周知は行っております。改修等を計画される際には、これは事業者のタイミング等があると思いますけれども、それを勘案いただいた上で御相談いただくというようなお話はいたしております。

○1番（高橋信広君）

分かりました。

市長の立場で、この誘致に関して意気込みを含めて言えることがあったら、お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

冒頭答弁、また課長答弁からもあったとおり、これからはいかに八女に滞在してもらうか、滞流型の観光は非常に重要になってくると思いますので、そういった中で、宿泊施設というのは今後、八女市でも充実させていきたい。そのためにホテル誘致は私自身、一層力を入れてまいりたいと思っております。

その中で、様々な情勢、いろんな事業者の方だったりの話を私自身も聞いていると、今、足元はやはりイラン情勢で計画を先延ばしにするですとか、そういった話もちろほらと聞こえております。そういった中で、また各地区、ホテル誘致は周辺自治体も含め、非常に力を入れている段階、そこでいかに取りに行くかという、これは企業誘致と同じで、ただ門戸を広げて待っているだけではなくて、積極的に取りに行く姿勢が必要だと思いますので、私、市長として積極的にホテルの事業者へのアプローチを含めて、今後、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ぜひどこからか来ていただくように期待しております。

最後になりますが、八女本舗とべんがら村のことなんですが、べんがら村については資料を出していただいております中で、当初リニューアルのときは、目標としては55万人ということで、大きな目標、そこからいけばまだまだありますが、それと、業績的には1人当たりの単価が下がった結果、追いついていないという状況にあります。

そういう中で、これもいきなりちょっと市長に聞きますが、今べんがら村というのが、市長答弁にあったような観光の拠点として使っていくということでございますし、そう使われておると。片一方では、室内というところではべんがら村でいいのかもしれませんが、近くに宮野公園がございます。この宮野公園は公園の再整備云々ではなくて、べんがら村と宮野公園を一体化したアウトドア、インドアの施設として観光の拠点にできないかと私自身は考えているんですが、市長として宮野公園の活用も含めて、べんがら村とどうしたいということがあれば、お聞かせいただければと思います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

べんがら村と宮野公園の広域での活用については、私も今まで正直検討したことがありませんでしたけれども、現時点で宮野公園は基本的には観光客の方はあまり訪れていない、地域住民の方、地元の方が一般的な都市公園として利用されていると認識をしております。

ただ、今後の観光の在り方として、八女の魅力は何かということを考えたときに、やはり自然というのが大きな武器になる。宮野公園は矢部川沿いということで、清流矢部川を望みながら、また自然も緑も豊かな場所ですので、そういった意味ではうまく活用すれば観光客の方にも楽しんでいただける施設になり得るポテンシャルは十分にあるかなと思います。

べんがら村の周辺でいうと、民間の施設ですけれども、イチゴ狩り施設がシーズンはかなり来場者数も多い、ここはある意味、べんがら村と相乗効果で地域全体が盛り上がっているのかなと思いますので、この宮野公園の活用ということも含めて、一つの拠点、場所1か所ではなくて広域で地域全体が盛り上がるような仕組みというのは、ほかの地区、ほかの地域も含めて今後、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ぜひ一体的な考えということで検討していただければと思います。

次に、八女本舗ですが、八女本舗については、売上げがデータの的には約120,000千円ということで、いわゆるアンテナショップとしては非常に高い位置にあると思いますが、なかなか収益的には、今では2億円近くやらないと、採算はないんじゃないかと思います。

ただ、これはあくまでもアンテナショップでありますから、売上げ云々というより、どう

活用するのか、そしてアンテナショップとして新商品を開発したものを上げていくとか、そういう方向につながるものが一つだと思いますし、もう一つ、観光としての情報発信基地、そこに情報発信としては非常に狭いですよね。それから、ちょうどバス停があって外には出れない、外でPRはできないという制約もある。そういうことからいけば、福岡市のマーケットは非常に大きいと思いますし、それから観光というところでも福岡市から呼び寄せるというのは非常に大きな成果につながると思います。どこかで思い切って、場所を変えて、アンテナショップの八女本舗の場所を変えてやるということも考えているのかどうか、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

八女本舗につきましては、議員御指摘のとおり、かなりの金額の売上げはあるものの、やはり固定費等が非常にかかっていますので、収益として赤字というところで、その今後の八女本舗の在り方については、私自身しっかり考えないといけないなと思っております。

この八女本舗の改めて位置づけから役割からしっかり考える必要があるなど。当然収益をしっかり上げていくことも大事ですけれども、仮に八女本舗単体で赤字でも八女本舗に訪れてくださった方が、例えば、八女に観光に来てお金を落としてくださる、またはふるさと納税をしてくださる、そういったところで、しっかりまた新しい利益が生まれているのであれば、八女本舗単体では赤字でもいいと思いますし、その点、今、八女本舗の役割というのが、どうしてもまだ曖昧な、もう少しその役割というのを明確化する必要があるのかなと思っています。そこは今、観光振興課とも議論をしているところですので、そういった議論を踏まえて、今後の八女本舗の具体的な場所、また広さ、そういったハード面でのところも含めて、今、福岡市は全体として天神ビッグバン、博多コネクティッドといったような取組ですごくどんどん人、物、金が集まっていますので、そこをしっかりと活用するという点でも、今後の八女本舗の在り方については、引き続きしっかり検討してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ありがとうございます。

本日は地域コミュニティと観光戦略について質問をさせていただきました。2つのテーマの根底にあるのは、私の中では人口減少に負けない対応力ということだと思います。地域コミュニティの再構築によって市民の皆様の暮らしの足元を固め、観光戦略によって外からの活力と財源を呼び込むことで、本市の持続可能な発展につながると考えております。

市長はじめ執行部の皆様には、住み続けたい、そして、このまちを訪れたいと思われる八女市になるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがと

うございました。

○議長（橋本正敏君）

1 番高橋信広議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5 番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5 番（古賀邦彦君）

皆様こんにちは。5 番、日本共産党の古賀邦彦でございます。傍聴席の皆様、お忙しい中お越しくださりありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。

一般質問の最後となりました。市民の皆様の声をしっかり議会へ届け、市政へ反映されるようしっかり努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

通告に基づき、3 点について質問いたします。

まず1 点目は、市民の暮らしと経営を守る施策についてお尋ねいたします。

本年2 月28 日、米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が開始され、我が国のエネルギーの大動脈である中東のペルシャ湾とオマーン湾の間にあるホルムズ海峡が封鎖されてから3 か月余りが経過しました。中東情勢は依然として緊迫化、長期化しており、事態の改善が見通せない状況にあります。

このような事態が市内の各事業者、市民に大きな影響を与え続けています。燃料価格や建設資材、生活関連物資の価格高騰が続き、特にナフサ由来の塗料やシンナー、各種建材などの不足や値上がりは中小事業者の経営や市民生活に深刻な影響を与えています。建設、運輸、製造業をはじめ、多くの事業者からは、資材不足で仕事が進まない、値上がり分を価格転嫁できず経営が厳しい、生活費の負担が増え、先行きが不安、このような切実な声が寄せられています。このままでは地域経済の停滞や中小事業者の倒産、雇用環境の悪化、市民生活のさらなる困窮につながるものが懸念されます。中東情勢による市内事業者への影響をどのように把握しているのか、これまでの取組内容、今後の対策についてお尋ねします。

2 点目は市の人事管理について、職員配置数の推移についてお尋ねします。

会計年度任用職員制度発足から6 年が経過しましたが、この間の会計年度任用職員の配置数がどのようにになっているのか、正規職員と会計年度任用職員の業務区分はどのようにされているのか、会計年度任用職員の福利厚生を含めた処遇がどうなっているのかをお尋ねしま

す。

次に、職員の健康管理についてお尋ねします。

職員が健康を保ち働いてもらうことは、御本人や御家族はもちろん、市民にとっても何よりの願いであり、市民の負託に応えてもらう上で大切なことです。

毎年行われる健康診断の実施状況と、健康診断結果による再検査の受診状況をお尋ねします。

続いて、技術職についてお尋ねします。

昨年１月、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故では、下水道管の腐食、破損が主な原因だと言われています。土木、上下水道、道路などのライフラインの施工及び維持管理を担う技術職は大変重要な役割があります。

一方で、高度経済成長期に整備されたインフラも更新時期を迎えていると言われています。それらを担う職員数の充足状況がどうなっているのか、技術力の維持及び技術の継承、伝承に課題はないのか及び今後の技術職の採用計画はどう考えているのかについてのお尋ねをいたします。

３点目は教育行政について、筑南中学校と南中学校の統合について幾つかお尋ねします。

あとの内容は質問席にて行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭で分かりやすい回答をお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

５番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

１、市民の暮らしと経営を守る施策について(1)中東情勢による事業者への影響について、ア、市内事業者への影響をどのように把握しているのか、(ア)医療機関について、(イ)建設業事業者について、(ウ)商工業事業者について及び(エ)農林業事業者については、一括して答弁いたします。

医療機関につきましては、市内の公的医療機関等において、医薬品自体への直接的な影響はないものの、プラスチック手袋の不足や歯科関連製品の納品遅延、各種製品の値上げが発生している状況でございます。

建設業事業者につきましては、資材価格や運搬費の上昇、一部の資材調達の遅れが生じている状況でございます。

商工業事業者につきましては、同様に物価高騰の影響を受けており、特に価格転嫁が困難な中小事業者において収益の悪化につながる要因になるものと認識しております。

農林業事業者につきましては、農業分野において施設園芸の重油や海外原料に依存する化学肥料、家畜の配合飼料などの価格高騰により経営を大きく圧迫しているほか、林業分野においても燃油や資材の価格高騰などの影響が生じている状況でございます。

イの市の発注する事業等に支障は出ていないのかというお尋ねでございます。

市発注の公共工事につきまして、現状においては、中東情勢の影響による資材不足等を理由とした入札不調などの事態はこれまでのところ生じておりません。

(2) 中東情勢を受けて現在までの取組及び今後の対策について、アの現在までどういう取組をしてきているのか及びイの今後どういう対策を進めるのかについては、一括して答弁いたします。

現在までの取組といたしましては、国や県が設置する相談窓口や支援制度を迅速に周知するとともに、市独自のセーフティーネットとして、令和8年度の融資制度を拡充し、当面の資金繰りや伴走型の経営相談、雇用調整助成金の活用支援など、可能な限りの下支援を行っております。

また、市発注の公共工事等においては、最新の積算基準・単価を用いた適正な積算、早期発注による工期、納期の柔軟化を図り、急激な資材の価格高騰に対しても事業者が安心して施工できるよう努めております。

今後も関係団体と連携し、市内事業者の状況把握に努めるとともに、国や県に対しては必要な支援を働きかけるなど、適切な対応に取り組んでまいります。

続いて、2、市の人事管理について(1)職員配置数の推移について、アの正規職員と会計年度任用職員の配置数の状況は及びイの正規職員と会計年度任用職員の業務はどのように区分しているのかについては、一括して答弁いたします。

近年の状況といたしましては、正規職員に比べ会計年度任用職員の配置数が増加傾向にある状況でございます。

業務区分につきましては、正規職員が政策の企画立案を中心とした基幹的業務を担い、会計年度任用職員が主に専門的、補助的な業務を担うことで、適切な役割分担を図っております。今後とも行政需要の動向を踏まえ、効率的かつ持続可能な適正人員の配置に努めてまいります。

続いて、ウの会計年度任用職員の福利厚生を含めた処遇はどうなっているのか、正規職員との違いはあるのかというお尋ねでございます。

会計年度任用職員の処遇につきましては、国の制度改正を踏まえ、報酬改定の実施や期末・勤勉手当の着実な支給など、正規職員との均衡待遇の確保に努めてまいりました。各種社会保険への加入や健康診断の実施といった福利厚生をはじめ、休暇制度につきましても、正規職員と同様に活用できる環境を整備しており、今後もさらなる職場環境の向上に取り組んでまいります。

続いて、(2)職員の健康管理について、アの健康診断の受診率及び健康診断結果による再検査の受診率は、イの再検査の受診率が低い要因は何か及びウの再検査の受診率向上のため、

どういう対策を取るのかについては、一括して答弁いたします。

定期健康診断の受診率は、例年100%に近い高い水準ですが、要再検査者の受診率は1次健診に比べ大幅に低迷しております。再検査の受診率が低い要因としては、既に医療機関で治療中である場合や、保健師等に相談の上で再検査不要と判断されたケースなどが考えられます。質の高い行政サービスを持続的に提供するためには、職員の心身の健康維持が極めて重要でございますので、引き続き、対象者への個別の受診勧奨を徹底するとともに、再検査を受診しやすい職場環境づくりと意識啓発を進めてまいります。

最後に、(3)技術職について、アの技術職員数は充足しているのか及びイの技術力の維持及び伝承に課題はないのか及び今後の技術職の採用計画はどう考えているのかについては、一括して答弁いたします。

近年の自然災害の頻発やインフラの老朽化対策などにより業務量が増加する中、土木等の技術職員の確保は喫緊の課題であると認識しております。全国的に技術職の採用競争が激化しておりますが、本市におきましては、これまで計画的な採用を行うことができていると考えております。今後も技術職の採用を計画的に実施するとともに、若手職員の人材育成、技術伝承を強化し、持続可能な体制の確保に全力を尽くしてまいります。

3の教育行政については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

3、教育行政について(1)筑南中学校と南中学校の統合について、ア、本年3月の筑南小学校卒業生の進学状況はについてでございます。

本年3月の筑南小学校の卒業生につきましては、指定校である筑南中学校とは別の八女市立中学校や県立・私立中学校等へ進学されており、その多くは南中学校へ進学されている状況でございます。

イのスクールバスの柔軟な運行が必要ではないかについてでございます。

学校選択制を利用して南中学校へ通学するに当たっては、対象の保護者に対し、生徒の通学時の安全確保及び経費は保護者の責任による旨の留意事項を示しております。保護者はその内容を承諾して申請いただいているものと認識しておりますので、現行のルールに沿って通学していただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

市民の暮らしと経営を守る施策についてということで、市内事業者への影響をどのように把握しているのかと伺いました。連日この件については報道されておりますので、私が御説

明するまでもないとは思いますが。ただ、市長会等が包括的な内容になっておりますので、私はこの間、市内事業者への影響をお聞きした内容を少し御紹介して状況の共有を図りたいと思います。

公立八女総合病院、それから、八女商工会議所、八女民主商工会、J Aふくおか八女、建設職員の組合である福岡県建設労働組合に出向きまして、事情を把握させていただきました。

まず、公立八女総合病院では、病院施設の空調に灯油が使われております。この灯油の値段が高騰して、昨年の灯油の使用量を今年も同量使うと計算すれば、昨年に比べ年間に16,270千円の負担増になるそうです。これは灯油代だけです。今年の夏はさらに暑くなると言いよります。どうなるのでしょうか。

それから、次に建設業関係ですけれども、ホルムズ海峡の封鎖から1週間後にシンナーが70%から100%値上がりした。今は注文しても入らない。仕事ができない。住宅設備では住宅の配管、これが4月から入らなくて在庫で対応しているけど、もうその範囲しかできない。この状態が何か月も続くなら廃業をしなければならないと言われております。また冷凍設備の会社の方では、材料が入らないために仕事ができない。従業員の給与を払える応援のつなぎ、これをぜひお願いしたい、こういう声が出ておまして、この建設職人さんの労働組合の事務局の方がおっしゃるには、国の雇用助成金制度はあるけれども、直近3か月の売上げが減少したあかしを示せと言われる。その3か月が待てない。今お金がない。今ある制度では間に合わない。行政自らで調査を行い、自治体独自の無利子、無担保の融資の創設を図って、必要な手だてを国、県にも要請してほしいという声が強く出されました。

また商工業では、こちらも住宅設備です。1年前に受注した住宅ハウスメーカーの物件が、あと少しというところで塩化ビニールパイプが入手が困難になって、建築が中止し受け渡しができない。お金をもらえない。

J Aの聞き取りでは、これから夏の果実の分までの出荷資材、出荷に要するパック類とか、そういうものですが、これは何とか確保できているんだけど、秋冬物が、11月から生産出荷するイチゴの資材原料とか出荷資材、これはイチゴのパックですが、この確保のめどが立たない。メーカーや取引業者も精いっぱい頑張ってもらうけれども、どうしようもない。今はこの出荷資材のパックが確保できないことを想定して、パックの代用ができないか、これを県連と今協議している。J Aとしては、今回の事態を機に離農者が出てくるのを大変危惧している。今でも農業従事者の高齢化などで組合員の減少があるけれども、それに今回の事態に拍車をかける、これは非常に懸念していると。農業経営をいかに守っていくのか注力しています。そして、J A単独でできることは限られているので、ぜひとも行政側からの支援をお願いしたい、こういう声がありました。

業界団体からの聞き取りから求められるのは、やはりナフサ由来の物資資材の確保、それ

から、燃料、光熱費の直接支援、そして資金繰り悪化への支援、これが非常にあると感じたところです。

5月17日付の西日本新聞の1面に、「ナフサ調達難」「水道管更新難」「飯塚市は入札中止」「業者「採算合わず」」、こういう記事が掲載されました。ナフサを利用した水道管の価格が高騰して品薄になった。飯塚市では更新工事の入札を中止したほか、別の自治体からも今後の供給不足を念頭に先行きを懸念する声が相次いでいる。しかし、劣化による漏水で道路冠水等を引き起こす老朽管の更新は全国的にも待ったなし。影響の長期化が懸念される、このように報じております。

まず、総務課長にお尋ねします。

市の発注する事業等に今のところ問題ないという御回答ですが、飯塚市のようなことは本市でも十分考えられますので、事態の推移を注視しながら、更新計画の再設計、柔軟な対応、できる準備を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（清水正行君）

御説明申し上げます。

報道にありますとおり、中東情勢の緊迫化による各種資材の不足及び高騰は、各地の自治体において大きな課題となっております。

本市におきましては、現時点で飯塚市のような入札中止といった決定的な支障は生じておりません。しかしながら、現場レベルでの資材不足や先行きへの懸念は確実に起きていると認識しております。

今後の対応につきましては、議員御指摘のとおり、事態の推移を注視しながら柔軟に備えることが極めて重要です。

契約事務を所管する総務課としては、今後の供給状況等を見極めつつ、必要に応じて工期や発注時期の調整、代替資材の切替え、さらには更新計画の見直しなど、臨機応変に対応できるよう各事業担当課に周知をしております。市民生活の基盤となる重要インフラの整備や各種事業が滞ることのないよう、事業担当課と密接に連携してまいります。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

今の市の事業者、事業のなりわいをどう支え守っていくか、これは自治体の最大の任務であると思います。今回の事態を受けてどういう取組をしてきたのかということでお尋ねいたしました。これは産業分野、全産業にわたり非常に影響を受けておられますが、各課お見えになっていますが、全てを聞く時間はございません。時間の関係で商工業対策に特化してお尋ねをさせていただきます。

商工担当課長にお尋ねします。

商工業を束ねる所管課として、この間いろいろ動かれていると承知しております。どのような取組を進めてこられたのか。そしてまた、八女市独自の融資制度、この整備状況、それから、雇用調整助成金制度についての国とのやり取りの状況などについてどういう対応をされてきたのかをお尋ねいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

この間、商工団体の皆さんと影響や対策について協議を重ねてきております。それとともに、事業者の皆さんの生の声を直接拝聴しまして、状況や課題の把握に努めております。

これを踏まえまして、市として現在特に重要視している対策の柱が資金繰りの下支えと雇用の維持でございます。資金繰りににつきましては、国、県の制度がございますけれども、八女市独自の融資制度の枠を本年度1億円増額しまして、総額10億円で運用しております。政策金利が非常に上昇している中でありますけれども、金融機関の皆様の御協力によりまして、1.4%という低金利を継続しております。さらに、0.8%の利子補給の制度も併用いただくことで、事業者の皆さんの円滑な資金調達を支援しておるところでございます。県や近隣自治体の制度と比べましても非常に有利な制度となっております。

もう一つの柱であります雇用調整助成金でございますけれども、これにつきましては国の制度でございますので、所管であります福岡労働局と直接連絡を取り合っております。既に八女市内の複数の事業者から御相談を受けているということを確認しております。現段階ではコロナのときのような特例措置はありませんけれども、長引く状況が続いておりますので、この危機感を福岡労働局と常に共有して、情報を取り合って対応してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

八女商工会議所では、常日頃より八女市には情報交換、連絡を取っていただき心強く思っていると伺いました。紹介された八女市独自の融資制度、これについては制度があることを御存じない事業者もおられるのではないかと思います。毎日ホームページを確認しておりますが、昨日やっと6月3日付でこの融資制度の案内がアップされました。ちょっと遅いと思います。福岡市や福岡県は早くから相談窓口を設置し、ホームページでも紹介されましたね。そのことを紹介したのは、八女市のホームページにアップされたのは5月22日だったと思います。これもまた遅いと思います。やはりスピード感を持って、本当に緊張感を持って事に当たっていただきたいと思います。商工団体や建設業組合などにこの情報がきちんと周知されていくように、今後しっかりと対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

現状を踏まえますと、議員御指摘のとおり、融資制度をきめ細やかに周知していくこと、これは非常に重要なことだろうと思っております。チラシ等を作りまして、商工団体等にもしっかりお配りして対応を今までしてきておりますけれども、今後、さらに改めて市のホームページ等だったりSNS、こういったものを通じて周知していきたいと思っております。

また、金融機関のほうでも積極的な御案内をしていきたいと思っております。お困りの事業者に必要な情報が確実に行き届くように、しっかりと取組を進めてまいります。

以上でございます。

〇5番（古賀邦彦君）

市の広報、それからホームページでの周知、これと併せて、私は各建設業、いろんな分野での組合がございます。商工団体もいろんな商工団体、組合がございます。そういうところに市が直接出向いて、こういう制度がありますということを周知していただきたいんですよ。恐らく商工会議所に相談されることが結構多いと思います、いろんな団体の方は。だけれど、それじゃなくて、それもやりますけど、やっぱり市が直接こういうときは出向いて、こういう制度がありますということをきちっと訴えていくことは非常に大事なことだと思いますので、ぜひともそこに力を入れていただきたいと、お願いしたいと思います。

私どもは4月の下旬からでしたけれども、住みよい八女市をつくるためのアンケートというのを今ずっと全市内にお配りしながらお声をお聞きしているところです。多くの方から声が寄せられております。少し御紹介します。

まず、暮らし向きについてお尋ねしました。最近の暮らしについてどのような実感をお持ちでしょうかという問いに、60%の方がやや悪くなった、25%の方がとても悪くなった、合わせて85%の方が暮らし向きが悪くなったと答えておられます。暮らし向きが悪くなった、それは主にどのような理由ですかと尋ねますと、物価の上昇、生活費が増えたという声が多くて、そして税、公共料金が増えた、医療費、介護費用が増えたと答えていただいています。

物価高が長引いて生活に影響が出ていますが、どのような出費をされていますかと尋ねますと、食費の出費を抑えているという方が最も多かったです。次に娯楽・レジャー、日用品、衣類費と続きます。

特に負担が大きいと感じるものは何ですかと尋ねると、燃料代、光熱費と答える方が最も多く、次に国民健康保険税、後期高齢者保険料、消費税という順に続きました。

八女市は今後どのようなことに力を入れるべきでしょうかとお尋ねしますと、医療、介護、年金など社会保障の充実と答えた方が最も多く、次に市税や公共料金の負担を減らしてほしいという声が続きました。

少し声を紹介しますと、服は何も買えない、御飯も納豆や漬物のみ、貯金が減っていく、子どもたちに買ってあげていたお菓子やアイスを減らした、食料品の値上げが生活費にとっても響く、エアコンなどはつけない、米は買わない、外食しない、車は持たない、家庭菜園、全てに影響が出て老後に不安であり、生きがいが無い、生きていくのに精いっぱい、これが私どもに寄せられた市民の切実な声です。この声にどう応えていくのか、行政としてどういう姿勢で事に当たるのかが本当に今問われていると思います。

大事なことは、こういうときこそ事業者、市民に寄り添い、事業者の声、市民の声をしっかり聞く、それは行政から足を運び声を聞きに行く、そして政策につなげる。自治体でできることは全てやる。そして、県や国に声を上げる。何としても事業者のなりわいを守る、市民の暮らしを守る、このことが一番ではないかと思います。間違っても待ちの姿勢は許されません。

その上で、市長に提案があります。事業者が困窮しているこのときに、予備費や財政調整基金も活用して、経営悪化や売上げ減少に苦しむ中小事業者に対し、自治体としての直接支援として、市独自の無利子、無担保融資制度を新たに創設していただきたい。いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

市といたしましても、今のこのイラン情勢の悪化を踏まえた事業者、市民の皆様の厳しい状況というのは可能な限り把握をしておりますし、また今、古賀議員から様々生のお声を頂戴して、改めてそこにしっかり対策を取らないといけない。議員御指摘のとおり、待ちの姿勢ではなくて、しっかり状況を把握して、先手先手で対策を取っていく必要があると改めて感じているところでございます。

その上で、具体的な対策について課長からも答弁がありましたけれども、今足元では、ちょうど報道でもありましたが、国のほうで3兆円を超える補正予算の審議が始まって、明日には可決される見込みだという報道も出ております。そこをしっかりと今後県を通じて、市にもその予算等手当てがあると思いますので、そこをいち早く実施する。

そこで、議員から御指摘いただいたとおり、そこを、これはどういう政策にも言えることですけれども、そういった何か政策を打ったときに、それを知ってもらわないと、使ってもらわないと、それは何もやっていないことと一緒にしますので、しっかりそこを事業者の方、また市民の方に周知をしていくと、そこはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

その中で、独自支援というところに関しましては、まず、これから国のほうでこういった支援内容が手当てされるのかというところを踏まえての検討となりますけれども、いずれにせよ、国の支援で救えない部分、拾えない部分というところは、当然県や市、より小さい基

礎自治体の単位でやらないといけない部分だと思いますので、議員から御指摘いただいた内容を含め、今後、少しでも市民の皆さん、事業者の皆さんが安心して経営、生活できるように、引き続き市として全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

これも市長も御存じと思いますが、福岡市が先日、緊急特別融資という制度を新設して、6月から受付をスタートしているということです。ただ、利率1.3%となりますので、先ほど課長が言われたように、八女市の独自の融資制度から見るとさほど遜色はないのかなと思いますが、それでも0.1%は大きいところはありますよね。

それからもう一つ、東京都の中野区、ここは中東情勢対応資金として20,000千円を上限に融資制度を6月から始めております。金融機関を通じた融資を事業者が無利子、無担保で受けられるということで、東京都の中でも初めて中野区がこれに取り組んでいるということで言われております。もちろん、財政規模、都市規模も全然違いますので、一概に並べて考えることは難しいと思いますが、できることをやるということでされている、そういうことがあると思います。

税務課長にお尋ねをいたします。

今般の状況を受けて、市民及び事業者の中には市税、これは税務課長と関係ないと思いますが、保険税など納付が厳しいと御相談とかが入ってくることは十分考えられます。八女市には市税の納付猶予制度、分割納付制度というのがありますので、このことは広報とかホームページでも早くお知らせをして、何らかそういう困った方々に寄り添うような手だてを打っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

議員から御指摘のとおり、今般の中東情勢に伴う物価高騰の影響によりまして、今後、市民の方や事業者の方々がさらに厳しい生活状況になっていくのではないかとということで私も危惧をしております。

そうした状況で、市税の納付が困難になった方に対しましては、まずは早期の接触に努めまして、それぞれの実情に寄り添った丁寧な納税相談を心がけてまいりたいと思っております。また、分割納付や延滞金の減免が可能な徴収の猶予、または換価の猶予の制度も積極的に御案内をしていきたいと思っております。

御指摘をいただきました市民に広く知らせる手だても、滞納額が膨らむことを防ぐためには大変重要なことだと思っておりますので、市のホームページの御案内に加えまして、納付のお知らせの通知、または催告書の中にも御案内のチラシなんかを同封して、しっかり取り

組んでまいりたいと思っております。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひよろしくお願いいたします。

全国商工団体連合会、ここが直近で調査を行っておりまして、必要な支援策ということでは7割近くが燃料や光熱費への直接支援とあります。また、約半数がコロナ禍の持続化給付金のような支援策、税金、社会保険料の納付猶予、減免、これを求めるという声が多く出されております。こういった状況について、自治体として取り組めることは限界があります。どうしても国、県を動かす、これが何よりも重要だと思います。

私も日本共産党も、国会において中東情勢の影響を受ける中小事業者、市民生活への支援、これを求めています、市長からも国、県に対して声を上げていただきたい。先ほどの雇用調整助成金の運用の改善をはじめ、燃料価格や建設資材価格の安定化対策、生活支援策の強化を国、県に求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、昨今のこの状況を踏まえると、市としても当然独自の取組をしっかりとやっていかないといけないと思っているところでございますけれども、議員御指摘のとおり、やはり全体の制度のところでしたり、予算の規模というところでも1自治体でできることは限られる。そこは国、県に各地域、現場で何が起きているのかというのをしっかりと声を伝えて、そこで国や県を動かしていくということも非常に重要な視点だと思います。

市として独自に、地元の県議や代議士に伝えるということもしっかりやっていきたいと思っておりますし、また、全国市長会や九州市長会、福岡市長会といった様々な枠組みがありまして、その中でも、今この中東情勢にどう対応していくのかという議論もなされておりますので、その議論にもしっかりと参画しながら、国や県に引き続き要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

この中東情勢の事態の改善、全く見通しがつきません。政府は原油やナフサの代替調達を進めていると繰り返し言っておりますが、実は先日、日本を代表する大手総合商社丸紅、この国分さんという元会長が25日の講演でこう語っております。ナフサ由来の化学製品は、早ければ6月末に不足する可能性がある。政府が言う流通の目詰まりではなく、莫大な供給ソースが消えていると警鐘を鳴らしておられます。中東から調達していた1,500万キロリットルのナフサを代替調達するのは不可能だ、丸紅の元会長がこのような言い切っております。事態は本当に深刻だと思います。これから長引くと考えなくてはならないと思います。

執行部には事態の推移をしっかりと見極めながら、適切な対応をしていただきますように重ねてお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、市の人事管理について伺います。

市の人事管理について、職員配置数の推移、正規職員と会計年度任用職員の配置数の状況はどうなっているのかとお尋ねをいたしました。

会計年度任用職員制度が発足して6年となりました。請求した資料を見ますと、この6年間で徐々に会計年度任用職員が増加しております。なぜここまで増加をしているのか。また、正規職員と会計年度任用職員の業務区分、先ほど御答弁ございましたけれども、事務分担がどのように区分されているのか、改めてお尋ねをいたします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

本市における会計年度任用職員の任用状況につきましては、議員が御指摘のとおり、制度が発足した令和2年度の387人から、令和8年度には計440人と、この間、53人の増加となっております。

具体的な増加の要因といたしましては、令和5年度からこども家庭庁新設に伴う本市でのこども家庭センターの設置による子育て支援策の充実や、令和6年度から八女東部地区の地域包括支援センターを市の直営で運営しているといった福祉分野に関する増員、また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類に移行されたことによる経済対策の強化の対応などが増加の主な要因であると分析をいたしております。

正規職員と会計年度任用職員の業務分担について御説明いたします。

本市では、限られた人員の中で最も効率的なサービスをお届けできるように、適材適所で明確な役割分けを行っております。

まず、正規職員につきましては、八女市の現状や将来に向けた計画の立案を行ったり、新しい条例を作成したりするような市の骨組みを決める企画や立案する仕事を主に担っているところでございます。

一方で、会計年度任用職員につきましては、これまでの豊富な経験や資格等を生かして、保育、福祉といった現場を専門的にサポートする業務や、窓口で直接市民の皆様と接する業務を主に担っております。

今後におきましても、それぞれの職員が本来の強みを生かした適切な分担になっているかを定期的に点検、見直しを行い、より効率的な市役所づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

会計年度任用職員と正規職員、基本給の体系や昇給制度が異なります。やはり正規職員との業務区分、これは明確でなければならないと思います。そこが曖昧になりますと、現場でいろいろな問題が出てくるのではないかと思います。法律上とか公権力の行使、最終的な責任を伴う業務は正規職員ということで行うことになりますけれども、実態として、会計年度任用職員が正規職員と同様の判断はないと思いますが、業務をこなしたりとか、そういったことがないのか。こういうことはないと思いますが、会計年度任用職員が業務の中心となるとか、正規職員の人事異動は既にありますので、そのために業務の引継ぎとかマネジメントが行き届かなくなるとか、そういったこともあってはならないと思います。厳しい行財政運営ではありますけれども、市の業務というのは私は基本的に正規職員での対応というのが基本であると思いますので、今後も職員配置については注視をしてみたいと考えております。

それから、次の質問に移りますが、職員の健康管理についてということです。健康診断の受診率がどうなのか、それから、診断結果による再検査の受診率が低い要因は何か、再検査の受診率向上のためにどういう対策を取るのかということをお尋ねいたしました。

職員が健康で働いていただくことは何よりですし、市民の願いでもあります。また、職員の健康管理をきちんと把握して、必要な助言、指導を行うということは、任命権者である市長、教育長の責務だとも考えます。

八女市職員の労働安全衛生管理規則というのがあります。これは、労働安全衛生法の規定に基づいて職員の安全及び健康を確保する。そして、快適な職場環境の形成を促進することに関して必要な事項を定めたものです。

この中の13条に健康診断の項目がありまして、職員は、「この規則の定めるところにより健康診断を受けなければならない。」「所属長は、その所属職員に受診漏れがないよう注意する等健康診断について適切な措置を講じなければならない。」と規定されております。

私が問題と思いますのは、職員の健康診断の受診率自体はほぼ100%、資料にあるとおりです。

ただ、健康診断結果による再検査の受診率が半数以下、しかも、年々この受診率が低下しているということにあります。

担当課長にお尋ねします。なぜこんなに再検査の受診率が低いのか、どこに問題があるのか、今後、再検査の受診率向上のためにどういう対策を取っていけるのか、具体的な考えをお尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

市役所で年1回実施している健康診断につきましては、議員がおっしゃったとおり、毎年

100%に近い職員が受診はきちんといたしております。

しかし、その結果、もう一度詳しい検査をしてくださいと言われた職員の再検査の受診率が低迷していることについては、人事課としても課題であると認識しております。

なぜ、再検査を受けなかったのか、理由等について聞き取りを行ったところ、既に自分がかかりつけの病院に行って治療を始めているといったケースや、市の保健師に相談して、今回は様子を見ても差し支えないと判断されたケース、また、自覚症状がないからといった理由もございました。

こういった点を踏まえまして、今後は、本当に大丈夫なのかということを一人一人確実に把握する必要があると考えております。今年度の健診からは、再検査になった職員に対して、人事課から個別に、もう病院に行きましたかと直接的な声をかける機会を増やしていくなど、マンツーマンの受診勧奨を徹底していきたいと考えております。

また、仕事が忙しいなどを理由に再検査を受診することが後回しにならないように、再検査のための休暇が取りやすい職場の雰囲気づくりを課長を中心に徹底し、職員の健康を市役所全体で守っていききたいと考えております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

今、課長がおっしゃったとおり、本当にマンツーマンで、全ての職員さんにその後の再検査の実施状況がどうなのかということを全部把握してやっていただきたいと思います。

これは私ごとですが、以前勤めていた職場で、大好きな先輩が2年続けて再検査の通知が来ていたのに、それをやり過ぎまして、そのうちに具合が悪くなって、病院に診てもらったけれども、既に末期がんということでもう手の施しようがない。そして、定年を前に現職死亡と。非常に残念なつらい思いをいたしました。こういうことは絶対起きてほしくないと思います。

人生100年時代とかいろいろ言われておりますので、まだ仕事をしている間はあれですけど、仕事を上げて、退職後がまた第2の人生で、本当に楽しむ、これまでできなかったことをやる。そのために大事な時間として確保するためには健康でなければどうしようもないんですよ。だから、そういった意味でも健康が本当に何よりも大事だということで、市を挙げて組織的に取り組んでいただきたいと思います。

総務部長にもこの件についてお尋ねをしたいと思います。職員の健康管理、これは極めて重要です。この問題は、安全衛生委員会というのが多分開かれていると思うんですけども、ここで議題に上がっているのでしょうか。また、受診率向上のため、部長としてはどのように今後進めていかれようとするのか、お考えをお尋ねいたします。

○総務部長（塚本真弓君）

お答えいたします。

職員の健康管理に対する取組姿勢についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、職員が心身ともに健康で活力を持って働くということは、質の高い行政サービスを持続的に市民に提供するためにとても大事な基盤でありまして、極めて重要な経営資源、いわゆる健康経営の視点からも最優先すべき事項であると認識いたしております。

安全衛生委員会は私が会長を務めておりますけれども、安全衛生委員会でも議題化しております。毎年の健康診断結果及び再検査の受診状況について定期的に報告を行っておりまして、重要な議題として議論をいたしております。

その中で、産業医の先生や保健師、現場の代表者などの職員と受診率の向上に向けた具体的なアプローチ方法ですとか、職場の環境改善に関する協議を重ねております。

今後の進め方といたしましては、単に人事課からの事務的な通知、勧奨にとどめるのではなくて、もちろんそれも大事なんですけれども、私自身が先頭に立ちまして、部課長等の管理職へ意識改革を徹底いたしたいと考えております。部下の健康管理もまた管理職の重要なマネジメント業務の一つであるという認識を共有いたしまして、全庁挙げて再検査を放置しないという職場風土の醸成について力強く推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

部長が先頭に立ってとおっしゃっていただきましたので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に移らせていただきます。技術職についてであります。

技術職について、技術職員数は充足しているのか、技術力の維持及び伝承に課題はないのか、今後の技術職の採用計画はどう考えているのかということでお尋ねをいたしました。

国土交通省によれば、高度経済成長期に集中的に整備されたインフラ、これが今後急速に老朽化するということが懸念されて、今後20年間で建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなることを見込まれる。一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理、更新することが求められていると国土交通省は言っております。一口にインフラと言いますけれども、それは橋梁、トンネル、道路、河川、上水道、下水道、それから学校施設、公園、相当数に上ると思います。

広大な面積を有する八女市には、建設課にお伺いしたら、市が直接管理する橋梁だけで1,670あると伺いました。この数を5年かけて全てチェックしているということです。橋梁1つ取ってみてもこれだけの数がある。管理をしなければならないという状況です。

人事課長にお尋ねしますが、本市の技術職の年齢構成、これはどうなっておりますか。そ

して、技術職員そのものの人数、職員数は足りているのか、お尋ねをいたします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

令和８年度に配置している土木技術職の年齢構成につきましては、技術職の総数が52名のうち、20代が20人、30代が7人、40代が7人、50代以上が18人という年齢構成になっております。

道路や河川、水道などを管理する土木技術職の人員が充足しているかという点につきましては、近年の採用状況により計画的に毎年1名から3名程度を継続して採用しており、令和８年度までに累計で25名の採用人員の確保ができております。これら近年の継続的な採用実績と中高年層の職員の若手技術者への指導等により、20代から30代前半の若手職員が着実に育ってきているということを人事課としては認識いたしております。

以上です。

○５番（古賀邦彦君）

第一整備室長にちょっとお尋ねしますが、実感としてこの技術職員数についてはどんなふうでしょうか。求められる業務量から見た職員の配置数といいますか、この辺りは率直にどのようにお考えになっているか、全然用意しておりませんが、ちょっとお尋ねしていいですか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

土木技術職が市内広域な範囲の中で、道路でいけば、管理します路線数から言うと5,300路線ほどございます。河川でいきますと500河川ほどございまして、これは第一整備室と第二整備室で主に東部地域と旧八女地域で管理をやっておりますけれども、その中で、先ほど人事課長申しましたとおり、ここ数年来、若手職員が採用されておりました、技術の継承を含めてやっているところなんですけど、足りないかと言われればちょっと何とも言えないんですけど、私どもはいる人間で業務分担して、予算の配分を受けた中で実行していますので、今の人員体制でできているという認識を持っているところでございます。

○５番（古賀邦彦君）

すみません。突然で申し訳ございません。

実は本年の３月６日に、国土交通省が「技術者が不足する自治体における持続可能なインフラマネジメントに向けて」と題する文書を発出しております。私この資料を見てびっくりしました。市区町村における土木部門の職員数というのが全国の方で示されているんですが、今から30年前と比べると職員数が技術職で26%減少していると。そして、全ての職員の、いわゆる正規職員ですね、この減少率は15%であるけれども、土木部門の職員数はそれよりも

11ポイント大きく減少していると国土交通省が言っております。

それで、私がもう一つびっくりしたのは、技術系の職員が全国の約半数の市区町村で5人以下、それから、全国の4分の1の市区町村は技術系職員がゼロ。市区町村といますから、町とか村が入ってきますからかなと思いますが、でも、4分の1の市区町村が技術系職員がゼロと、これはどういうことなのかなと目を疑いました。

先ほど人事課長おっしゃったとおり、本市では計画的に、特に平成24年の水害以降、復旧工事を担うということから、意識的に技術職を増員してきたということを伺っております。非常に大事なことだと思います。

ただ、今、年齢構成、先ほど申されたとおり、50代以上と若手と、その間が細いといいますか、職員数が少ないということなので、適切な事業発注とか工事管理がきちとなされていくのかどうか。例えば、50代の方はあと10年すれば退職されていきますよね。再任用も一定ありますが。そうしたときに技術力がきちと確保されるかどうかというのは非常に大事だと思います。工事業者に発注する仕様書とか、いわゆる工事の履行監視であるとか、そういったのを担われると思いますが、それがきちと見れない。例えば、入札のときの単価、いろんなあれをよく見れないとすると、極端な話、業者の言い値になってしまう。そのことは、結果として市民が負担を余計に被るということにもなろうかと思しますので、技術職員の技術力の維持、技術の継承、これはやっぱり課題だと思いますが、人事課長いかがでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

技術力の維持及び技術継承における課題と、今、市が行っている対策について御説明をさせていただきます。

仕様書の作成などの工事を発注する際の手続や、業者が設計どおり工事を行えているのかなどの履行監督、また、災害発生時の初動や現場対応力といった行政の役割につきましては、市民の安全・安心な暮らしに直結する極めて重要な業務であり、長年の経験を持つ中高年職員が培ってきたノウハウや現場感覚を若手職員へ着実に引き継がなければいけないと考えております。

本市における技術継承の課題を解決するために、職場内での教育体制の在り方と職場外での研修体制の強化の両面から取組を進め、技術力の向上に努めているところでございます。

職場内での具体的な取組については、組織的なOJTの徹底がでございます。若手職員を単独で現場対応させるのではなく、中高年クラスの職員や再任用職員とペアリングを組み、実際の設計積算や現場管理方法、過去の災害復旧対応のノウハウについて、実務を通じて直接伝承する体制を築いております。

職場外での研修の面の取組につきましては、福岡県や専門機関等への研修派遣がございま

す。役所外にある高度な技術研修に若手職員を積極的に参加させ、短い期間でも効率よくスキルアップできるように計画的に実施をいたしております。

今後とも市民の皆さんの暮らしに支障が出ることがないように、技術職員の計画的な採用を継続するとともに、培われたノウハウが次の世代へ確実に継承されるように、育成体制の充実、強化に努めていきたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

この課題は市民の命を守る、暮らしを守るために極めて重要な課題だと思います。今後も必要な対応、対策をお願いして、次の質問に入らせていただきます。

教育行政について、筑南中学校と南中学校の統合についてということです。

来年4月に筑南中学校と南中学校の統合ということで今準備が着々と進められております。

先日、総務文教委員会も南中学校に管内視察を行いまして、統合に向けた準備が進んでいるということを確認させていただきました。

来年4月の両校の統合なんですけど、この春、筑南小を卒業した19人全員が南中学校やほかの学校に進学しているという状況を伺いました。学校選択制がありますので、そこを選ばれることに問題はないと思います。

ただ、仮に今年筑南中に入学しても、来年2年生になるときに、南中に行くよりも、1年生から南中に行って、早く学校や友達、先生に慣れたほうがいいという思いも無理もない話だと思います。

ただ、ここで問題なのが、筑南中学校と南中学校の統合による関係者の協議の際に、南中学校から5キロ以上離れた自宅から通う生徒にはスクールバスを手配するとした確認がございます。現に今、南中に通っている筑南小学校を卒業した生徒の中で、5キロ以上離れた自宅から通う生徒の今の通学状況をお知らせください。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

議員から御質問ございました来年度からスクールバスの対象の範囲内から現在通学している生徒につきます現在の通学の手段につきましてですが、自転車通学ということで伺っておりますけれども、場合によっては保護者による送迎のケースもあるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

教育長にお尋ねします。

この件については学校選択制の話の中で説明をし、保護者にも理解をいただいているということは分かります。

ただ、スクールバス運行の条件である南中学校から5キロ以上離れた自宅から通う生徒が複数人おられます。南中への入学が事実上前倒しになったということです。スクールバスの運行もここは柔軟に前倒しという形で何らかの通学支援ができないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、令和9年度4月からの統合につきましては、その際に、スクールバスの要件として5キロ以上ということが筑南中学校あり方検討委員会の話合いに基づいて決定されているところでございます。

今回の1年生の南中学校への通学につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、大前提として、学校選択制を活用して保護者の責任で通学するということを条件に選択を認めているものでございます。このルールの上にいろいろな事情があったかと思えますけれども、筑南地区在住の現中学1年生の御家族で選択されて今通われていると認識しております。

私どもも個別の事情で選択制による通学のルール等には特例を認めることはあるかもしれませんが、今回の今の議員のお話ですと、特例を認めざるを得ない予期せぬ事情が生じているというわけではございませんので、そういった状態でのルール変更については非常に難しいかなと考えております。

理由としましては、今後の学校選択制の実施にも影響を及ぼしますし、現行の同様なルールで市内の同様な距離で自転車通学しているという状況もございます。

それとあわせて、そういうことで、生徒との公平性にも不備が生じる可能性がある。あわせてスクールバス等による通学については、へき地教育振興法やその一連の通知に基づいて、八女市全体でルールを定めているという状況から、当該の生徒には当初の予定どおり、令和9年度以降の統合を待ってスクールバスによる通学を始めたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

来年4月の統合に向けて、八女市教育委員会も相当努力して準備されていることは十分承知しております。

ただ、そういったちょっとイレギュラーという言い方はどうかと思いますが、本来、計画になかったような形で前倒しに実態はなっていますので、しかも、その1年生が5キロ以上離れたところから通学するということで、どうかなというところがありまして、今回、どうか柔軟な対応ができないかということで要望させていただいたところです。

ただ、事故、けが等がないように、これだけしっかり遠距離です。それは筑南の子だけでなく、全市的に言えることですけれども、それを手配というか、そこはきちっと学校

からも保護者に対して、あるいは生徒たちに対しても指導等をきちっと行っていただきたい
と思います。

今回、市民の暮らしと経営を守る施策、それから職員の人事管理、それから教育行政とし
て筑南中、南中の統合についての問題を取り上げさせていただきました。幾つかの提案もさ
せていただきました。ぜひ執行部におきましては、しっかり受け止めていただいて、今後の
市政運営に生かしていただきたい、このことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わら
せていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5 番古賀邦彦議員の質問を終わります。

13時40分まで休憩します。

午後 0 時38分 休憩

午後 1 時40分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

ここで執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

先ほどの古賀議員の一般質問の際に、本市の融資制度のホームページでの周知について 6
月 3 日の更新では遅いという御趣旨の御発言がございましたが、本市のホームページには常
時融資制度の記事を御紹介しておりまして、令和 8 年度分につきましても 4 月の年度初めに
記事を更新し、事業者の皆様には周知をいたしております。

以上、御報告いたします。

日程第 2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第 2．議案審議を行います。

報告第 1 号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

被害額としては確定しておりまして、過失割合10対 0、相手方人身、これについてが治療
中のため未確定となっておりますが、今日現在もまだ未確定でしょうか、お聞きします。

○黒木支所長（小川博人君）

保険会社によりますと、治療は済んでおるということですのでけれども、現在、病院のほうと
保険会社のほうで事務的手続を進められておりまして、現在までまだ保険会社より書類等は

届いておりません。

○14番（牛島孝之君）

これが事故状況として1月10日の八女市消防出初式後ということで、今度、消防団長が代わっておられます。当然、そこでそういう訓示といいますか、注意事項として、今後こういうことが一切ないようにということは言っていると思いますが、それについて、防災安全課長、いかがですかね。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団の再発防止の取組といたしましては、まず2月9日に消防団事故報告会を開催しまして、黒木副支団長及び当該分団長から団長へ事故報告を行い、団長から再発防止を含めて嚴重注意が行われました。また、同日夜には支団長及び分団長から本人へ、今後二度と交通事故を起こさないよう嚴重注意が行われたところでございます。

八女市消防団全体への注意喚起としましては、2月20日に開催されました支団長会議におきまして、団長から全支団長へ嚴重注意を行うとともに、運転技術を過信せずに安全運転に努め、今後、交通事故を絶対起こさないことを各団員に伝えるように指示されておるところでございます。

その後、3月8日には黒木支団主催により八女市消防団交通安全教室を開催し、八女警察署から緊急車両や特殊車両特有の運転時における注意点等について講話を行っていただき、160名の団員が参加したところでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもののについて、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

報告第2号資料2の事故発生略図及び事故状況の写真を見ますと、きれいにすっぽり陥没しておるようですが、これは下に水路か何かしとるわけですか、お聞きします。

○黒木支所長（小川博人君）

説明させていただきます。

市道の横を水路が流れておりまして、護岸に空いた穴から市道舗装下の路体が洗掘されて空洞となっていたものです。

○14番（牛島孝之君）

事故状況の中に市道西側の舗装が陥没したためとなっておりますが、陥没をしていたわけですね。車両が乗って陥没したわけじゃないとでしょう。

○黒木支所長（小川博人君）

説明いたします。

陥没はしておりませんでした。トラックが乗ったために陥没したものでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

それこそ古賀議員も聞かれましたが、技術職員、そういうのが足りているのかどうかは別にして、この状況を見ますと、枝葉が結構この道路上に落ちとるですね。この道路はふだん市民の方が通られる道路ですか。あんまり通られない、決まった人しか通られない道路ですか。いかがですか。

○黒木支所長（小川博人君）

御説明いたします。

現場付近には民家がございますが、10年以上前から空き家となっており、車の通行としては利用されておりませんでした。

○14番（牛島孝之君）

こういう道路形状、そういうのが今後可能性はあるわけですね。そのためには道路を見守るというのが必要なと思います。それについてはどうですか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

八女市には市道が約5,350本、総延長にしまして約2,500キロという市道がございます。この市道を全て管理するというのは不可能に近いと思いますので、地元の御協力を仰ぎながら、今後とも管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

市長にお聞きしますけれども、以前、前市長のとき、県あたりはOBの方が車を運転して道路を見て回るわけですね。できればそういう技術職OBの方がこういう陥没がないために見て回るようなことができないのか。前市長にお聞きしましたが、現市長はどのように思

われますか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

ただいま議員から御提案のあったOBの活用というのも一つだと思いますけれども、道路の点検というのは、もちろん細かい専門的な知見が要る点検というのは専門職、土木職の職員しかできませんけれども、ある意味、素人、誰でも分かるような道路の形態の異常とか、そういったところは誰でも見られる、私自身も日々、市内を回る中で道路だったり、いろんなインフラの状況は意識的に見るようにしておりますし、そこは職員全体がしっかり市道を含め、道路の総延長は非常に長いので、職員全体がしっかり意識を持って確認できるような体制、意識づくりというところにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

いずれにせよ、OBの活用というのも一つの選択肢で、今後のインフラの維持管理の在り方については検討してまいりたいと思います。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○15番（服部良一君）

ほとんど牛島議員が言われましたので、言うことはあんまりありませんが、路線がこれだけ多いということ、これはもともと林道とか農道が格上げになった道路もあると思います。路線が多いから不可能ということで片づけるんじゃないくて、ランクづけをして、まだ新設して間もない道路はそれほどではないと。それから、10年、20年ぐらいたった道路もそうでない。しかし、下に水が通っている、近くに水路がある、中に水道が通っている、そういうところについては危険道路区域というようなランクをつけて、それは回し回しでそういう管理をやったほうが私は今後いいと思います。八女市だけでなく各地で車が落ち込んで命を奪うというような陥没事故があっておる状態です。ですから、今回はそこに至らなかったただけであって、もしこれが大きな陥没で、そして、中に水路が、水がざぶざぶと通っているという川がもしくは流れ込んで下をさらっていつているというようなことがもしあるならば、これは命の危険性が高まるということがありますので、ランクづけをこれから先は本数が多いなら多いなりにやっておくべきじゃないかなと、シミュレーションしておくべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

議員今おっしゃられたランクづけの件なんですけど、市道に関して、建設課内でも管理の在り方ということで、幹線道路とか、そういうとでランクづけという議論を今やっておりますが、その危険度に応じたランク分け等は考えておりませんでしたので、今後の参考にさせて

いただきます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第3号 八女市土地開発公社の令和7年度決算及び令和8年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人が毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第4号 令和7年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第5号 令和7年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第6号 令和7年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第39号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

この専決処分は限度額引上げということで、恐らくは市民負担が増えるものだろうと想像しますが、市民負担が増えるのを専決処分というのは、前回は申し上げましたが、どうも納得できないわけです。

それで、果たして専決以外に方法はないのかということで、今いろいろインターネットあたりでは出てきます。A Iに尋ねてみました。

一つ、専決処分する自治体が多いという運用であって、必ず専決でなければならないという法的な義務ではありませんと出てきました。一つ、国の施行令改正であっても、自治体の裁量として上げないこと自体は可能と説明している議会例がありますと。また、一つ、専決処分は時間的制約に対応するための一つの選択肢であって、唯一の方法ではありません。このようにA Iさんが言っています。

私は、この内容は全部を理解しているわけではありませんけれども、これを見る限り、必ずしも専決処分をせざるを得ないわけではないとは思っております。これについてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

専決を行っている理由といたしましては、まず、遡って適用される値上げの条例改正は、租税法規不遡及の原則に抵触し好ましくないためということ、それから、賦課限度額を引き上げることで一部の納税義務者に不利益事項が生じるということ、そういったことで、年度始めの初日を賦課期日としていることから、4月1日に賦課しなければならないという状況で、国からの政令の公布は3月31日に行われるということで、その間、日にちがないような状況になっておりますので、市のほうとしても専決よりも議会に付したほうがよいと思っておるところでございますけれども、3月議会での対応が難しいことなので、やむを得ず専決を行っているというものでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

これは多くの自治体かどうか分かりません。あるところでは、施行日をいわゆる遡及するからいかんのだということの考えが一つあります。しかし、遡及せずに、施行日を来年の今

頃、早く言えば、1年遅れでずっとこの限度額引上げの条例改正をしてあるところが現にあるようです。そうすることによって、専決処分せずにする方法があると私は思っております。

その代わり、当然、自治体としては、その間、1年遅れですので、いろんな問題が出てくる可能性はありますけれども、住民からすれば、1年間先送りされるので、利益のほうが多いと私は理解をしていますけれども、これについての見解をお尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

それぞれの保険者の保険税の賦課の実情に合わせて、法に定められている限度額を超えない範囲で引上げ幅を縮小したり、引上げ時期を1年遅らせるという判断をするということは可能ということでございますので、1年遅れを実際に認めている県があるということは承知しているところでございます。

しかしながら、福岡県におきましては、補助金や国保運営費の納付金など算定に使用する限度額については国基準が適用されておりますので、1年遅れますと、その分減収という形になってしまいまして、税率の引上げを検討するということになります。

また、現在、国保の安定運営を図るために県が保険料の統一について議論を進めている状況でございまして、福岡県内全ての市町村において政令基準どおりの限度額を設定し、条例改正及び施行日も同じであることから、八女市においても国の法改正に準じて決定をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

そしたら、八女市は国保税です。しかし、久留米市や福岡市は国保料ということになっております。私が調べた範囲では、国保料の場合は専決しなくても3月議会で間に合うというような話もあっていますけれども、ここら辺のところが税と料、この違いがどうなっているのか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

賦課限度額及び軽減判定基準の一部改正についての条例改正につきましては、保険税と保険料で異なる部分がございます。

保険料の場合は、根拠法の国民健康保険法施行令の改正が例年1月末に公布されますことから、3月議会に間に合う状況になっておりますけれども、保険税の場合は、根拠法が地方税法施行令の改正が例年3月末に公布されておまして、国から県を通じて送付されます税条例の改正案、これが2月末から3月末まで複数回に分けてその都度修正されたものが市町

村に送られてきているという状況でございます。このため、最終的には条例の作成に3月末までかかりますので、3月議会には上程に間に合わないということが実情でございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

これ以上言っても駄目でしょうから、次に行きます。

今回、医療分を660千円から670千円、10千円引上げですけれども、この10千円引上げによって八女市の収入がどれだけ増えるのか。

それから、今度、軽減対象所得割額の引上げが5割、2割軽減、2つありますけれども、軽減の幅が広がる、軽減の上限が上がるということで、住民からすれば負担が減るということだと思います。

10千円引上げで幾ら増収になって、限度額、軽減対象所得割額引上げで幾ら負担が減るのか。プラスしたり、マイナスということになると思いますけれども、それぞれの金額はどうなっておりますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

このたびの賦課限度額の引上げによりまして、保険税の収入のほうで2,415千円の増を見込んでいますところでございます。また、軽減の枠の引上げによりまして、1,320千円の減を見込んでおるところでございます。その差額につきましては1,095千円の増となるところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

減る分もあれば、増えたりします。結果的に住民負担は増えるという結果になります。

そしたらもう一点ですけれども、限度額引上げによって、限度額に達する所得額というのは分かりますか、分かたらお尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

賦課限度額の引上げによって限度額に達する世帯の所属でございますけれども、1人世帯のところでは8,500千円、2人世帯のところでは8,630千円、4人世帯のところでは8,030千円となっております。このたび子ども・子育て支援分が増えたことによりまして、この子ども・子育て支援分を含めると限度額が上がってくるようになっておりまして、そちらを含めると、1人世帯で17,060千円、2人世帯で17,080千円ということになっております。先ほど申しました8,500千円につきましては子ども・子育て支援分を省いた1,100千円に達するところの世帯ということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

八女市において限度額以上の世帯は何件ぐらいあるか、分かりますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

令和8年1月時点の試算でございますけれども、この医療分の改正によって影響のある世帯が244世帯ございます。改正後も限度超過となる世帯が239世帯、改正後は限度額に達しない世帯が5世帯ということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

やっぱり一定数いらっしゃるということのようですけれども。

それから、出していただいている資料を見ますと、令和4年と令和8年の見込み人数、加入人数だと思いますけれども、令和4年が1万6,329人、令和8年度が1万3,682人ということで、人数が2,647人この4年間で減っております。かなり減少です。1人当たりの調定額が120,034円から127,098円で、この資料を見ると1人当たりの額が7千円上がっています。

それから、収納率が令和2年96.25%から令和6年94.61%ということで、値上げが続いておりますので、当然収納率もかなり落ちております。特に滞納してある方の収納率が31.7%から令和8年度で22.67%、9%も収納率が低下しております。これについて内容がどうなっているのか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

収納率が低下している要因としまして、具体的には分からないところもあるんですけども、最近は所得増によって調定額が上昇しているものの、物価高騰による生活支出の増加があるということで、納税に充てる金銭的余裕がないなどの理由で収納額の減少が見られるのではないかと考えております。

また、納付見込みが立つ年金特徴の被保険者、こちらの方が後期高齢者医療に移行していること、また、社保加入要件の緩和によって、中間から高額所得層の方が社会保険に移って減っていることなどが収納率に影響しているのではないかと考えているところでございます。

納付が遅れている方につきましては、納税相談などを実施して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ここに限度額の推移、これは厚生労働省が出しているのがありますけれども、平成12年は限度額が600千円でした。それから、今から10年前、平成28年度では890千円、そして、令和4年度は初めて1,000千円を超して1,020千円まで上がっております。そして今回で、先ほども言われましたように、値上げは10千円、条例は10千円ですけれども、3月議会で子ども・子育て支援金が導入されて、そこで30千円増えております。ですから、実質今年度の限度額引上げは40千円ということになるわけです。ですから、この厳しい時代に住民負担がかなり増えると思われて、なおかつ滞納が増える、私はそういう気がしてなりません。

この厳しい時代を、これは一般質問でも相当出しましたが、そういう中で、石油関係の影響だけではなく、税金として住民負担が増えていくというのは、本当に住民からすれば、私は耐え難いものがあると思っております。この値上げに関して、市長の御見解をお伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この税の制度については、基本的には国のほうで全体的な制度がつくられるところで、市としましては引き続き、当然、生活が苦しい方、低所得者の方の負担軽減ですが、そういったきめ細かい制度をもって可能な限り負担感軽減、税の公平性の担保をしっかりと図っていきたく思いますし、また、どうしても制度上、専決処分が最適だという判断をしておりますけれども、ここは引き続き議員の皆様の御意見も、また、市民の皆さんの御意見もお伺いしながら、適切な税制度の構築について取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

最後に1点お尋ねします。

昨年より国保税逃れ、一般社団法人なんかをつくって名ばかりの理事が就任して国保逃れが相当問題になっております。それに関して厚生労働省がいち早く対応しているようですが、これに関して八女市に通知か何か来ているかどうか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

そちらにつきましては、市のほうには通知は来ておりません。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ここにその文書がありますけれども、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、日本年金機構理事長殿と3名の名前で出ております。そして、厚生労働省保険局課長ということで、国保逃れを私も1回取り上げたことがありますけれども、今後はそういう脱法的行為

は駄目ですよ、脱法的じゃなし、今からは脱法になるということです。ですから、今までのように国保税逃れだけのために、そういう理事に就任したりすることもまかりなりませんよ、もしそれが起きたら、遡及して払っていただきますよという内容のようです。

ですから、国保逃れは若干減るのかなという気は持っておりますけれども、こういうことが起きる背景には、よその健康保険と比べて極端に高いのが原因だと思っております。

市長のお考えも伺いましたので、こういう通知が出ること自体が国保の矛盾を浮き彫りにしていると思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第40号に反対の立場で討論を行います。

厚生労働省は、2025年度実質賃金は前年度から0.5%減、マイナスは4年連続で、賃金は伸びているものの物価上昇に追いつかなかったと発表しております。

年金も実質的に下がっておりますし、農家の生活も苦しく、現在、跡継ぎすら育たない、特に山間部では60代は若いほうで、70代、80代、その方たちが農業経営を維持しているというのが現状のようです。特に最近では、中東情勢などにより異常な物価高に見舞われております。当然、市民の経営も生活も大変な状況になっているのが今の現状です。

このような厳しい現状の中、本議案は低所得者対策は取っているものの、限度額引上げで、結局、市民負担は増えます。このような時期に引上げはとても市民の納得が得られるものではありません。値上げどころか、むしろ引下げこそ必要ではないでしょうか。

以上の理由により、議案第40号に反対するものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号 八女市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○2番（花下主茂君）

議案第41号について質問いたします。

改正の内容については時代に即してインターネットを通じて閲覧することができる状態にするということで理解をしておりますが、一方で、既存の方法、既存の公示送達であれば、庁舎の掲示板での公表であれば、わざわざ役所に来た人であれば目にすることができたと思いますけれども、インターネット公表となれば、世界中いつでも、どこでも、誰からでも見られる、そういったような状況になると思います。

不利益処分の対象者ということで、ただ、そういった処分が確定する前の個人であったり、あるいは企業の名前が公表されることによって、または手続が終わった後もそういった情報が残りに残ることによって、あまりにデジタルタトゥー的なものになるんじゃないかという懸念もあると思います。

そういった中で、セーフティーネットといいますか、こういった形で担保されるのか。例えば、検索エンジンに引っかからないやり方としてPDFで公表するとか、そういった形で、こういった形で担保されているのか、確認させてください。

○総務課長（清水正行君）

御説明いたします。

デジタル庁は、地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアルにおいて、書面掲示規制の見直しについて、インターネット等で掲示する場合には、従来の書面での掲示に比べ、検索性が一定程度増すことにつながり、加工・複写が容易であるため、情報が目的を逸脱して加工・流用されやすい、伝達が容易であるため、情報の拡散が速く広範囲に及びやすい、一度拡散すると情報を完全に削除することが難しいなどという特徴があることから、情報セキュリティ確保の徹底を含め、個人のプライバシー保護のための措置が必要であると示し、技術的に検討すべき点について示しております。

公示送達の実施の要否判断に際しては、要件が満たされているかの判断を従前と比べて一

層慎重丁寧に行うこと。公示送達制度の根拠となる個別法の趣旨及び規定を踏まえ、必要に応じて公示事項の見直しの検討を行うこと。掲載が必要な期間を超えて行われることがないよう、公示期間が経過した時点で公示を終了するような運用を徹底すること。インターネット上の機械的な情報収集手法により、公示事項が検索・収集されないよう対策を行うこと。これらのプライバシー保護措置が示されております。

本市におきましても、これらを参考に個人情報の保護には十分に配慮して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

いろんな項目がありますけれども、附則第19条の3についてお伺いをいたします。

この中に、暗号資産（仮想通貨）、ビットコイン、イーサリアム、それに特定暗号資産などという、正直言って私はあんまり聞いたことないような言葉が出てきますけれども、この言葉の意味といいたいまいしょうか、ちょっと説明をお願いします。

○税務課長（田代秀明君）

御説明をいたします。

まず、この特例でございますけれども、この特例につきましては一定の要件を満たす暗号資産の取引によって生じた利益の課税方式を、従来の総合課税方式から申告分離課税方式へと移行するものでございます。

議員お尋ねの特定暗号資産という意味でございますけれども、この特例の対象となるのは、金融庁の登録を受けた指定の暗号資産の取引業者を通じて取引されるなど、国や自治体が取引状況を正確に把握できる特定の暗号資産に限られるという意味でございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

分かりましたけれども、ビットコインとかイーサリアムとか出てきますけれども、この説明をお願いします。

○税務課長（田代秀明君）

暗号資産というのは、インターネット上でやり取りできる特定の国家による裏づけのないデータの資産ということになります。世界中で何万種類も出回っているようでございますけれども、国内で使うことができる一般的に流通しているのは大体四、五十種類程度ということとで把握しております。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

今度の附則の改正で結果的にどうなるのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

これは暗号資産を売却したときの売却益に対する税ということになりますので、従来の総合課税でありますと、所得税でしたら最低税率が5%から最大55%まで課税されますので、譲渡益が多い方は最大55%の税金が引かれるということになります。ただ、今回の申告分離課税に移行されますと、一律で大体20.315%、約20%の一律の課税になりますので、譲渡益によってそれぞれ状況が変わってくるかと思えます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

今言われたように、現行では、多い場合は大体55%、半分以上が税金に取られる可能性が

ある。それが20.315%に下がるし、それで34%も税金が下がるとなっているようです。ですから、あるところの試算では、利益が10,000千円のケースでは約3,500千円の節税が可能となりますと私が調べたところではなっております。そのために、税金が3,500千円も節税になるなら、当然、手元に残る金額が大幅に増えるわけですがけれども、実際そのようなことになりますか。

○税務課長（田代秀明君）

こういった暗号資産というのは株とかと一緒に、利益が出ることもあれば、損することもありますので、利益が出る前提ではお話しはできませんけれども、損をすることもございますので、一概には言えないかと思います。

○19番（森 茂生君）

そう言えば何もかんもありませんけれども、当然これは非常にばくち的要素が強いようです。ですから、逆に言えば、もうかったらもうかるということだろうと思います。

それともう一つ、これで損した場合、今度はそれが繰越しになるということも言われております。1年、1年で終わらずに、損した分は明くる年に持ち越して、そこでまたプラス・マイナスする。そこでまた損失が出たら、また繰り越してプラス・マイナスする。一応3年間は繰越しできると私が調べているところではなっていますが、どうなっていますか、実質は。

○税務課長（田代秀明君）

議員お見込みのとおり、損失の3年間は繰越控除ができるということで、損益通算ができるということになっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

ですから、先ほど言われるように、損することもありますけれども、損した場合はわざわざそのような繰越しまでできるというおまけまでついております。これはほとんど——ほとんどいいましょうか、不労所得なんですよ。こういうのに優遇するというのは私は疑問があつてなりません。もっと働く国民の庶民のために優遇税制なら分かりますけれども、このような不労所得に対して優遇税制をするというのは私は納得いきません。これについて市長に見解を求めます。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

先ほどの答弁とかぶりますけれども、国全体の税制度ということで、そこは国の方針に従って我々もしっかりと税制度を自治体として構築していくわけですが、これは個人的な意見になりますが、議員の御指摘のような不労所得に対する課税というのは、それは政府のほう

うでも様々議論がなされているところだと思いますし、この暗号資産というのもまだまだこれからどんどん、ビットコインもかなり価格も上がったり、下がったりとかも激しいところで、まだまだ素人には分かりづらい部分ではあるとは思いますが、引き続き、市としてはしっかりと税の公正性、また、市民の皆さんの負担感の可能な限りの低減に努めていくということで、引き続き国の税に関する議論というのも注視しながら、税制度の運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第42号に反対する立場で討論を行います。

この議案は、多くの個人市民税の改正が混在しておりますけれども、この中の附則第19条の3に反対するものです。

今回の改正で、高所得者ほど大きな減税効果が得られ、10,000千円の利益で最大で3,500千円もの節税が可能となると試算されております。どう見ても金持ち優遇税制だと言わざるを得ません。

私にとっては、暗号資産というのは得体の知れない怪しいような気がしてなりません。政府の広報オンラインでは、「暗号資産の「必ずもうかる」に要注意！マッチングアプリやSNSをきっかけとしたトラブルが増加中」、暗号資産について注意を呼びかけております。金融庁、消費者庁、警察庁も同じようにこの暗号資産については注意を呼びかけております。また、日本銀行も暗号資産に関するトラブルに注意をしてくださいと呼びかけております。

八女警察署によりますと、2022年7月、八女市内に住む77歳の男性が、株で損をしているなら、その分プラスにできるので、暗号資産をしませんかと持ちかけられ、10,590千円の暗号資産を購入し、だまし取られる事件も起きております。

政府は、暗号資産を税制で優遇し、その一方では注意しろと呼びかけるなど、支離滅裂な状態です。私に言わせれば、一般的な庶民の税を軽くして、このような不労所得は優遇するのではなく、この所得にこそ税を重くする必要があると考える次第です。

以上の理由により、議案第42号に反対するものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 八女市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 令和8年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例どおりという発言がありました。

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日5日は休会といたします。

会期日程に従い、来週8日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどよろしくをお願いいたします。

本日はこれもちまして散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時35分 散会